

154

152

福井淳著

贅頭
內訓
伺令

傍訓

刑
刑
監

事
訴
獄

法
法
則

註釋

大阪 偉業館發兌

刑法目録

第一編 總則

第一章 法例 自第一條 至第五條

第二章 刑例

第一節 刑名 自第六條 至第十一條

第二節 主刑處分 自第十二條 至第三十條

第三節 附加刑處分 自第三十一條 至第四十四條

第四節 徵償處分 自第四十五條 至第四十八條

第五節 刑期計算 自四十九條 至五十二條

第六節 假出獄 自五十三條 至五十七條

第七節 期滿免除 自五十八條 至六十二條

● 刑法目録

● 刑法目録

第八節 復権 自第六十三條
至第六十五條

第三章 加減例 自第六十六條
至第七十四條

第四章 不隨罪及ヒ減輕

第一節 不論罪及ヒ宥恕減輕 自第七十五條
至第八十四條

第二節 自首減輕 自第八十五條
至第八十八條

第三節 酌量減輕 自第八十九條
至第九十條

第五章 再犯加重 自第九十一條
至第九十八條

第六章 加減順序 第九十九條

第七章 數罪俱發 自第一百條
至第一百三條

第八章 數人共犯

第一節 正犯 自第一百四條
至第一百八條

第二節 從犯 自第九九條
至第一百十條

第九章 未遂犯罪 自第一百一十一條
至第一百三條

第十章 親屬例 自第一百四十四條
至第一百五條

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

第一章 皇室ニ對スル罪 自第一百十六條
至第二十條

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 内亂ニ關スル罪 自第二百二十一條
至第二百二十八條

第二節 外患ニ關スル罪 自第二百二十九條
至第三百三十五條

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第一節 兇徒聚衆ノ罪 自第三百三十六條
至第三百三十八條

第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪 自第三百三十九條
至第四百一十一條

● 刑法目録

第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪 自第百四十二條 至第百五十三條

第四節 附加刑ノ執行ヲ遅ル、罪 自第百五十四條 至第百五十六條

第五節 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪 自第百五十七條 至第百六十一條

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪 自第百六十二條 至第百七十條

第七節 人ノ住所ヲ侵スル罪 自第百七十一條 至第百七十三條

第八節 官ノ封印ヲ破棄スル罪 自第百七十四條 至第百七十六條

第九節 公務ヲ行フヲ拒ム罪 自第百七十七條 至第百八十一條

第四章 信用ヲ害スル罪

第一節 貨幣ヲ偽造スル罪 自第百八十二條 至第百九十三條

第二節 官印ヲ偽造スル罪 自第百九十四條 至第百九十七條

第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪 自第百九十八條 至第百九十九條

第四節 私印私書ヲ偽造スル罪 自第二百零八條 至第二百十二條

第五節 免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪 自第二百十三條 至第二百十七條

第六節 偽證ノ罪 自第二百十八條 至第二百二十六條

第七節 度量衡ヲ偽造スル罪 自第二百二十七條 至第二百三十一條

第八節 身分ヲ詐稱スル罪 自第二百三十一條 至第二百三十二條

第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪 自第二百三十三條 至第二百三十六條

第五章 健康ヲ害スル罪

第一節 阿片烟ニ關スル罪 自第二百三十七條 至第二百四十二條

第二節 飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪 自第二百四十三條 至第二百四十五條

第三節 傳染病豫防規則ニ關スル罪 自第二百四十六條 至第二百四十九條

第四節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪

第五節 健康ヲ害ス可キ飢食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪
自第二百五十二條
至第二百五十三條

自第二百五十三條
至第二百五十五條

第六節 私ニ醫業ヲ爲ス罪
自第二百五十六條
至第二百五十七條

第六章 風俗ヲ害スル罪
自第二百五十八條
至第三百六十三條

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪
自第二百六十四條
至第三百六十六條

第八章 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪
自第二百六十七條
至第三百七十二條

第九章 官吏瀆職ノ罪

第一節 官吏公益ヲ害スル罪
自第二百七十三條
至第二百七十五條

第二節 官吏人民ニ對スル罪
自第二百七十六條
至第二百八十八條

第三節 官吏財産ニ對スル罪
自第二百八十九條
至第二百九十一條

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪

第一章 身體ニ對スル罪

第一節 謀殺故殺ノ罪
自第二百九十一條
至第二百九十八條

第二節 毆打創傷ノ罪
自第二百九十九條
至第三百零八條

第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不諱罪
自第三百九條
至第三百十六條

第四節 過失殺傷ノ罪
自第二百九十七條
至第三百十九條

第五節 自殺ニ關スル罪
自第三百二十一條
至第三百二十一條

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪
自第三百二十二條
至第三百二十五條

第七節 脅迫ノ罪
自第三百二十六條
至第三百二十九條

第八節 墮胎ノ罪
自第三百三十條
至第三百三十五條

第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪
自第三百三十六條
至第三百四十條

第十節 幼者ヲ略取誘拐スル罪 自第三百四十一條
至第三百四十五條

第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪 自第三百四十六條
至第三百五十四條

第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪 自第三百五十五條
至第三百六十一條

第十三節 祖父母父母ニ對スル罪 自第三百六十二條
至第三百六十五條

第二章 財産ニ對スル罪

第一節 竊盜ノ罪 自第三百六十六條
至第三百七十七條

第二節 強盜ノ罪 自第三百七十八條
至第三百八十四條

第三節 遺失物埋藏物ニ關スル罪 自第三百八十五條
至第三百八十七條

第四節 家資分散ニ關スル罪 自第三百八十八條
至第三百八十九條

第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪 自第三百九十條
至第三百九十八條

第六節 贓物ニ關スル罪 自第三百九十九條
至第四百一十條

第七節 放火失火ノ罪 自第四百二條
至第四百十條

第八節 決水ノ罪 自第四百十一條
至第四百十四條

第九節 船舶ヲ覆没スル罪 自第四百十五條
至第四百十六條

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪 自第四百十七條
至第四百二十四條

第四編 違警罪 自第四百二十五條
至第四百三十一條

第三條 新法ノ舊法ニシテ
 第四條 新法ノ舊法ニシテ
 第五條 新法ノ舊法ニシテ
 第六條 新法ノ舊法ニシテ
 第七條 新法ノ舊法ニシテ
 第八條 新法ノ舊法ニシテ
 第九條 新法ノ舊法ニシテ
 第十條 新法ノ舊法ニシテ
 第十一條 新法ノ舊法ニシテ
 第十二條 新法ノ舊法ニシテ
 第十三條 新法ノ舊法ニシテ
 第十四條 新法ノ舊法ニシテ
 第十五條 新法ノ舊法ニシテ
 第十六條 新法ノ舊法ニシテ

第一條 新法ノ舊法ニシテ
 第二條 新法ノ舊法ニシテ
 第三條 新法ノ舊法ニシテ
 第四條 新法ノ舊法ニシテ
 第五條 新法ノ舊法ニシテ
 第六條 新法ノ舊法ニシテ
 第七條 新法ノ舊法ニシテ
 第八條 新法ノ舊法ニシテ
 第九條 新法ノ舊法ニシテ
 第十條 新法ノ舊法ニシテ
 第十一條 新法ノ舊法ニシテ
 第十二條 新法ノ舊法ニシテ
 第十三條 新法ノ舊法ニシテ
 第十四條 新法ノ舊法ニシテ
 第十五條 新法ノ舊法ニシテ
 第十六條 新法ノ舊法ニシテ
 第十七條 新法ノ舊法ニシテ
 第十八條 新法ノ舊法ニシテ
 第十九條 新法ノ舊法ニシテ
 第二十條 新法ノ舊法ニシテ
 第二十一條 新法ノ舊法ニシテ
 第二十二條 新法ノ舊法ニシテ
 第二十三條 新法ノ舊法ニシテ
 第二十四條 新法ノ舊法ニシテ
 第二十五條 新法ノ舊法ニシテ

時ハ其族ヲ
 第十二條 新法ト舊法ト比照スルニハ各其本減シタル者ヲ以テ本刑トナス
 第十三條 舊法ニ於テ右奉 緝獲ニ功績有リ者ハ仍ホ捧 緝獲ニ功績有リ者ハ仍ホ捧 緝獲ニ功績有リ者ハ仍ホ捧
 第十四條 明治十四年十二月二十七日以前ニテ
 第十五條 明治十五年一月一日ヨリ刑
 第十六條 本法ニ依リテ
 第十七條 本法ニ依リテ
 第十八條 本法ニ依リテ
 第十九條 本法ニ依リテ
 第二十條 本法ニ依リテ

第三十一條 剝奪公權ハ左ノ權ヲ剝奪ス
 一 國民ノ特權
 二 官吏ト爲ルノ權
 三 勳章年金位貴號恩給ヲ有スルノ權
 四 外國ノ勳章ヲ佩用スルノ權
 五 兵籍ニ入ルノ權
 六 裁判所ニ於テ証人ト爲ルノ權但單ニ事實ヲ陳述スルハ此限ニ在ラス
 七 後見人ト爲ルノ權但親屬ノ許可ヲ得テ子孫ノ爲メニスルハ此限ニ在ラス
 八 分散者ノ管財人ト爲リ又ハ會社及ヒ共有財産ヲ管理スルノ權
 九 學校長及ヒ教師學監ト爲ルノ權
 第三十二條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス終身公權ヲ剝奪ス

以下ヲ拘留
 第二條 禁獄及禁錮
 第三條 罰金
 第四條 罰金
 第五條 罰金
 第六條 罰金
 第七條 罰金
 第八條 罰金
 第九條 罰金
 第十條 罰金
 第十一條 罰金
 第十二條 罰金
 第十三條 罰金
 第十四條 罰金
 第十五條 罰金
 第十六條 罰金
 第十七條 罰金
 第十八條 罰金
 第十九條 罰金
 第二十條 罰金
 第二十一條 罰金
 第二十二條 罰金
 第二十三條 罰金
 第二十四條 罰金
 第二十五條 罰金
 第二十六條 罰金
 第二十七條 罰金
 第二十八條 罰金
 第二十九條 罰金
 第三十條 罰金
 第三十一條 罰金
 第三十二條 罰金
 第三十三條 罰金
 第三十四條 罰金
 第三十五條 罰金
 第三十六條 罰金
 第三十七條 罰金
 第三十八條 罰金
 第三十九條 罰金
 第四十條 罰金

刑方何年日其
 其方何年日其
 日某監獄監
 於テ其監獄
 許シタル處
 與ヘタル處
 犯シテ其出
 獄ヲ以テ其
 取上候事
 票取上候事
 年取上候事
 某監獄監
 何某印

テ經過スルノ後亦同シ

第六十四條

大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ直ニ復權ヲ得
 特赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ赦狀中記載スルニ非サレハ
 復權ヲ得ス

赦ニ因テ復權ヲ得タル者ハ自ラ監視ヲ免シタル者トス

第六十五條

復權ハ勅裁ニ非サレハ之ヲ得可カラス

第三章

加減例

第六十六條

法律ニ於テ刑ヲ加重減輕ス可キ時ハ後ノ數條
 ニ記載シタル例ニ照シテ加減ス但シ加テ死刑ニ入ラザ得
 ス

第六十七條

重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一死刑

二無期徒刑

三有期徒刑

四重懲役

五輕懲役

第六十八條

國事ニ關スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減
 ス

一死刑

二無期徒刑

三有期徒刑

四重禁獄

五輕禁獄

第六十九條

輕懲役ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年
 以下ノ重禁錮ニ處スルヲ以テ一等ト爲ス

輕禁獄ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ輕禁
 錮ニ處スルヲ以テ一等ト爲ス

第七十條

禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本條ニ記載
 シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト爲シ其
 加重ス可キ時ハ亦四分ノ一ヲ加フルヲ以テ一等ト爲ス

勅裁ニ非レ
 バ云々天子ノ
 ズニナル等
 コトヲ云フ
 勅ヲ下シテ
 勅ヲ下シテ

禁錮罰金云
 々輕罪ハ禁錮
 ミニ止レモノ
 テハ禁錮ヲ減シ
 テ罰金トナシ
 金ヲ加ヘテ罰
 トナスベカラズ

減尽ヘラシ
短期刑ノ期限
ヲ云
寡數キカス

輕罪ノ刑ハ加ヘテ重罪ニ入ルヲ得ス但禁錮ハ加ヘテ七
年ニ至ルヲ得

第七十一條 禁錮ヲ減盡シタル時ハ拘留ニ處シ罰金ヲ減盡
シタル時ハ科料ニ處ス禁錮罰金ヲ減シテ其短期十日以下
寡數一圓九十五錢以下ニ及フ時ハ亦拘留科料ニ處スヲ得

第七十二條 拘留科料ニ該ル者加減ス可キ時ハ禁錮罰金ノ
例ニ照シ其四分ノ一ヲ加減スルヲ以テ一等ト爲ス

違警罪ノ刑ハ加ヘテ輕罪ニ入ルヲ得ス但拘留ハ加ヘテ
十二日ニ至ルヲ得減シテ一日以下ニ降スヲ得ス科料
ハ加ヘテ二圓四十錢ニ至ルヲ得減シテ五錢以下ニ降ス
ヲ得ス

第七十三條 禁錮拘留ヲ加減スルニ因テ其期限ニ零數ヲ生
ジ一日ニ滿ザル時ハ之ヲ除棄ス

第七十四條 附加ノ罰金ハ主刑ニ從テ加減シ其金額ノ四分

零數
ハシタ
カズ
テ
除棄
ス

不論罪及ヒ
減輕犯人惡事
減輕ヲ爲スノ
意無キノ所ハ
シテ以テ之ヲ
シテ論セシ全
ク之ヲ無罪ト
シテ論セシ或
テ輕シ其罪ヲ
輕スル者恕テ
テ云フ宥恕ス
ルヨウ
イ強制
コセテ
災云々
水地災
火災
他非常ノ變災
ナ
避ク可カ
ラサル
ヨケラ
危難
アヤウキ
防衛
マモル本
屬長官
役人ノ
カシラ
罪トナル云
云
假令ハ人
妻タルヲ知
ラスシテ姦通
タル後始メテ
有

ノ一ヲ加減スルヲ以テ一等ト爲ス若シ減盡シタル時ハ止
マ主刑ヲ科ス

第四章 不論罪及ヒ減輕
第一節 不論罪及ヒ宥恕減輕

第七十五條 抗拒ス可カラサル強制ニ遇ヒ其意ニ非サルノ
所爲ハ其罪ヲ論セス

天災又ハ意外ノ變ニ因リ避ク可カラサル危難ニ遇ヒ自己
若クハ親屬ノ身體ヲ防衛スルニ出タル所亦同シ

第七十六條 本屬長官ノ命令ニ從ヒ其職務ヲ以テ爲シタ
ル者ハ其罪ヲ論セス

第七十七條 罪ヲ犯ス意ナキノ所爲ハ其罪ヲ論セス但法律
規則ニ於テ別ニ罪ヲ定メタル者ハ此限ニ在ラス

罪ト爲ル可キ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論セ
ス罪本重カル可クシテ犯ス時知ラサル者ハ其重キニ從テ
論スルヲ得ス

數人共犯 二人以上申合セ共ニ同罪ヲ犯シタル者ナリ
 正犯 謀トテ分テ二人以上申合セテ現ニ罪ヲ犯シタルモノ及ビ人ヲ教唆シテ其罪ヲ犯サシメタルモノ
 各自 自カラ手ヲ下シテ罪ヲ犯スル事ヲ以テ他人ヲシテ罪ヲ犯サシムカ
 多數 二人ニシテ現ニ行フ
 現ニ行フ 何カノ指圖ヲ以テ指圖スル以外
 指示 指示シタルモノヲ以テ指示スル

及ヒ徵償ノ處分ハ各本法ニ從フ
 第九章 數人共犯
 第一節 正犯
 第四百四條 二人以上現ニ罪ヲ犯シタル者ハ皆正犯ト爲シ各自ニ其刑ヲ科ス
 第四百五條 人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サシメタル者亦正犯ト爲ス
 第四百六條 正犯ノ身分ニ因リ別ニ刑ヲ加重ス可キ時ハ他ノ正犯從犯及ヒ教唆者ニ及ホス可キ得ス
 第四百七條 犯人ノ多數ニ因リ刑ヲ加重ス可キ時ハ教唆者ヲ算入シテ多數ト爲ス可キ得ズ
 第四百八條 事ヲ指定シテ犯罪ヲ教唆スルニ當リ犯人教唆者ニ乘シ其指定シタル以外ノ罪ヲ犯シ又ハ其現ニ行フ所ノ方法教唆者ノ指示シタル所ト殊ナル時ハ左ノ例ニ照シテ教唆者ヲ處斷ス 一所犯教唆シタル罪ヨリ重キ時ハ止マ

殊ナル 犯罪ノ罪ヲ知リテ之ヲ容易ナラシメタルモノ
 器具 給
 與アル 誘導
 指示 罪ヲ犯スルノ方法ヲ授クルヲ云フ
 豫備 強姦者ノ爲メ婦女ヲ犯スル所ニ誘致シテ盜賊ノ爲メ故サシラニ門戸ヲ開キタルノ類ナリ
 幫助 類ナリ
 容易 容易ニ行フ
 豫備 刀劍ヲ買ヒテ人命ヲ絶タシメテ殺スルノ類ナリ
 朝廷ノ法度ヲ用ヒテ紊亂ニ因リテ政體ヲ亂スルノ類ナリ
 素亂 素亂ニ因リテ政體ヲ亂スルノ類ナリ
 自ラニテ欲シテ内國ヲミダスルノ類ナリ
 目的 首

其指定シタル罪ニ從テ刑ヲ科ス
 二所犯教唆シタル罪ヨリ輕キ時ハ現ニ行フ所ノ罪ニ從テ刑ヲ科ス
 第二節 從犯
 第四百九條 重罪輕罪ヲ犯ス可キ時テ器具ヲ給與シ又ハ誘導指示シ其他豫備ノ所爲ヲ以テ正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ハ從犯ト爲シ正犯ノ刑ニ一等ヲ減ス但正犯現ニ行フ所ノ罪從犯ノ知ル所ヨリ重キ時ハ止マ其知ル所ノ罪ニ照シ一等ヲ減ス
 第四百十條 身分ニ因リ刑ヲ加重ス可キ者從犯ト爲ル時ハ其重キニ從テ一等ヲ減ス
 正犯ノ身分ニ因リ刑ヲ減免ス可キ時ト雖モ從犯ノ刑ハ其輕キニ從テ減免スル可キ得ス
 第九章 未遂犯罪
 第四百十一條 罪ヲ犯サソフテ謀リ又ハ其豫備ヲ爲スト雖モ

魁ヲカシ 群集ホ
 指揮ズシ 樞
 要内訌ノ評議
 シ其目的ヲ達ス
 ルノ謀計ヲ爲シ
 タルモノ
 兵器 イケサダ
 資給 フル 諸
 般 兵器金穀ヲ
 味方ヲ募集スル
 ナドイロ々々
 乗シテツケ
 附和隨行
 イノニズニク
 雜役 人夫トナ
 出シ小使等ニ使
 役セラレタル者
 彈藥 リイタク
 軍備 ヨウイ
 劫掠 シカス
 トル

未タ其專チ行ハザル者ハ本條別ニ刑名ヲ記載スルニ非サ
 レハ其刑ヲ科セス
 第百十二條 罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト唯モ犯人
 意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケ
 タル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス
 第百十三條 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前條ノ
 例ニ照シテ處斷ス
 輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ本條別ニ記載スル
 ニ非サレバ前條ノ例ニ照シテ處斷スルヲ得ス
 違警罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ其罪ヲ論セス
 第十章 親屬例
 第百十四條 此刑法ニ於テ親屬ト稱スルハ左ニ記載シタル
 者ヲ云フ
 一 祖父母 父母 夫妻
 二 子孫 及ヒ其配偶者

政府變亂云
 々 政体施行上
 キ重キ官吏ヲ殺
 殺シタルニ其教
 唆者其場ニ在ラ
 ズト雖モ殺傷ニ
 在テ手ヲ下シタ
 ル者ト同ジク死
 刑ニ處ス
 招募 ヨセアツ
 準備 ヨウイ
 陰謀 ヒソカニ
 集會所 ヨリ
 給與 マニア
 重キニ從テ
 國事犯ト常事犯
 トノ兩罪ナクテ
 ナリ
 第二節 外國ニ
 テ本國ノ安寧ヲ
 害スル第百二十
 九條ヨリ第百五
 十五條ニ至ルマ
 デヲ云フ
 外國ニ與

三兄弟姉妹及ヒ其配偶者
 四兄弟姉妹ノ子及ヒ其配偶者
 五父母ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
 六父母兄弟姉妹ノ子
 七配偶者ノ祖父母
 八配偶者ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
 九配偶者ノ兄弟姉妹ノ子
 十配偶者ノ父母ノ兄弟姉妹
 第百十五條 祖父母ト稱スルハ高曾祖父母外祖父母同シ父
 母ト稱スルハ繼父母嫡母同シ子孫ト稱スルハ庶子曾玄孫
 外孫同シ兄弟姉妹ト稱スルハ異父異母ノ兄弟姉妹同シ
 養子其養家ニ於ル親屬ノ例ハ實子ニ同シ
 第二編 公益ニ關スル重罪輕罪
 第一章 皇室ニ對スル罪

テ 日本ノ敵國ニ
 黨與スルナリ
 抗敵 アキタイ
 交戦 スルイサチ
 同盟國 日本ト
 同和親ナ
 ルチカイノ國
 背反 ソムク
 附屬ツク
 誘導 アンナイ
 都府 ミヤコ
 城塞 シヨトリ
 軍情機密 クイ
 サノヨウスナイ
 ノハカリコト
 漏泄 モラス
 屯集 ムムロシ
 要地 カンエウ
 ノハシヨ
 險夷 ヒラカ
 通知 シラカ
 國問 我邦ノ
 外 我邦ノ

第百十六條 天皇三后皇太子ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘン
 トシタル者ハ死刑ニ處ス

第百十七條 天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ三
 月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ
 罰金ヲ附加ス

皇陵ニ對シ不敬ノ所爲アル者亦同シ

第百十八條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處ス其
 危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第百十九條 皇族ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ二月以上四年
 以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百二十條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル
 者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 内亂ニ關スル罪

第百二十一條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊其他朝憲ヲ

知セントシ
 來ル者ニ
 イナシテ
 入ラシメ
 ノビノ者
 ナル者ハ
 同罪ニ處
 給ソナ工
 ラヘル工
 通謀 マチ
 賂遺 アロ
 受トリ 命
 マチシツ
 コトチ 缺
 カク 戰
 刑キ ハ
 局外中立
 ト外國ト
 争ヲ開キ
 本國ハ何
 方ニモ與
 局外ニ獨
 第三章ノ
 和ヲ害シ

内亂ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ
 從テ處斷ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ處ス

二 群衆ノ指揮ヲ爲シ其他樞要ノ職務ヲ爲シタル者ハ無期
 流刑ニ處シ其輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ爲シタル者ハ重禁
 錮ニ處シ其輕キ者ハ輕禁錮ニ處ス

四 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シ
 タル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第百二十二條 内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀
 其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ已ニ内亂ヲ起シタル者
 ノ刑ニ同シ

第百二十三條 政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタ
 ル者ハ兵ヲ舉ルニ至ラスト雖ハ内亂ト同ク論シ其教唆者
 及ヒ下手者ヲ死刑ニ處ス

ヨリシト 第三
 節 未決已決ノ
 走セシメ若クハ
 未ヲ捕ニ就カハ
 走ル罪人又ハ逃
 走ノ囚人又ハ監
 視ニ付セラレタ
 ル者ナルヲ知リ
 テ之ヲ藏匿スル
 者已決ノ罪ミ
 也
 囚徒ツミ 逃
 走ニケケテ 獄
 舎ト
 ヤ 獄具 テカセ
 セクサリナドノ
 類 毀壞 コロ 未
 決 マタ裁判ノ
 ツカマモノ
 入監中云々
 逃走シタル罪ナ
 判決スルハ其原
 犯シタル罪ナ間
 ナキ時ハ逃走ノ
 刑ノミニ止マル
 云 原犯ノ者
 モトオカセシツ

刑ニ處ス共豫備ニ止ル者ハ一等又ハ二等ヲ減ス
 第三百三十四條 外國交戦ノ際本國ニ於テ 局 外中立ヲ布告
 シタル時其布告ニ違背シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕
 禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 第三百三十五條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處ス
 ル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス
 第三章 靜謐ヲ害スル罪
 第一節 兇徒聚衆ノ罪
 第三百三十六條 兇徒多衆ヲ嘯聚シ暴動ヲ謀リ官吏ノ説諭ヲ
 受タルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及ヒ教唆者ハ三月
 以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス附和隨行シタル者ハ二圓以
 上五圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三百三十七條 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ官廳ニ喧鬧シ官吏ニ
 強迫シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ爲シタル者首魁及ヒ
 教唆者ハ重懲役ニ處ス其嘯聚ニ應シ煽動シテ勢ヲ助タル

數罪俱發
 第一編 三人以
 上通謀云々
 三人以上申シ合
 ヒ逃走スル時ハ
 害ヲ爲スル多シ
 故ニ一等ヲ增加
 スル者 兇器ヲ
 ナリ コロスニタル
 キタワケ
 器具 獄舎獄具
 器具給與マテ
 シアタ 方法
 テ 指示サシ 劫
 奪 監守者或ハ
 シ強テテ用テ囚
 徒ヲ獄舎又ハ途
 中ニテ奪ヒ去ル
 ナ云 囚徒ヲ看
 フ 守シ又ハ護
 送云々 本條ハ
 ユタンヨリ逃走
 シタルニ非ス賄
 賂ヲ受ケテ故ニ

者ハ輕懲役ニ處シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタ
 ル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三百二十八條 暴動ノ際人ヲ殺死シ若ハ家屋船舶倉庫等ヲ
 燒燬シタル時ハ現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放者ヲ死刑ニ處ス
 首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者亦同シ
 第二節 官吏ノ職務ヲ行フテ妨害スル罪
 第三百二十九條 官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行
 政司法官署ノ名令ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官
 吏ニ抗拒シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五
 圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ス可カラサル事件ヲ行ハシメ
 タル者亦同シ
 第四百十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆
 打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス
 第四百十一條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ

逃走セシムル者
ヲ云 看守ミハ
護送マモリ
オクル解
怠 ヌダ 覺ラ
ザル キガツ 藏
匿 カクシ 隱避
カクシヨ 隱蔽
カクニスル 隱蔽
カクニスル 隱蔽
茲ニ刀ヲ以テ人
ヲ殺シタルモノ
アリ其ノ殺シタ
ル人ヲ助ケンタ
ルヲテ他人ガ其
ノ刀ヲ藏シ血ノ
染ミタル衣服ヲ
故殺ノツミチマ
メカレンメント
モナル 第四節
公權ヲ取ラレ又
ハ停止セラレタ
ル者私力ニ之ヲ
行ヒタル者或ハ
監視ノ期限中ニ
其規則ヲ違背シ
タル者 刑罰
ノ罪 刑罰
ノ罪 刑罰

言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ
處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖書又ハ公然ノ演説ヲ以
テ侮辱シタル者亦同シ
第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪
第四百二十二條 已決ノ囚徒逃走シタル者ハ一月以上六月以
下ノ重禁錮ニ處ス
若シ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走シタル
者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス
第四百二十三條 已決ノ囚徒逃走シ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以
テセス其刑期限内再ヒ逃走シタル者ハ再犯ヲ以テ論ス
第四百二十四條 未決ノ囚徒入監中逃走シタル者ハ第四百十
二條ノ例ニ同シ但原犯ノ罪ヲ判決スル時ニ於テ數罪俱發
ノ例ニ照シテ處斷ス
第四百四十五條 囚徒三人以上通謀シテ逃走シタル時ハ第百

違背ノム 第
五節 專ラ軍用
キ銃砲彈藥ヲ壇
ニ製造シ及ヒ所
有シタルモノ
罪ナ 官許
ル銃砲 コツ
シ銃砲 オホ
彈藥 タマ
破裂質 ハチ
輸入 外國ヨリ
職工 製造シ
雇人 輸入シ
僱令 ツカヘ
項マヘノ私
自分ノカ
ツテニ 單
其用ニ供ス
可キ者 軍用
カリニ用ヒ他
用ニ供ス可
第六節 及
ノモ 道
及ヒ

四十二條ノ例ニ照シテ各一等ヲ加フ
第四百四十六條 囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器其他ノ器具ヲ
給與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル者ハ三月以上三年以
下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス因
テ囚徒ノ逃走ヲ致シタル時ハ一等ヲ加フ
第四百四十七條 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃
走ヲ助ケタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓
以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ輕懲役ニ處ス
第四百四十八條 囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セ
シメタル時ハ亦前條ノ例ニ同シ
第四百四十九條 前數條ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未
タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス
第四百五十條 看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺
ラサル時ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

汽船船舶ノ往來
ヲ妨害シ又ハ郵
便電信ノ通信ヲ
妨害シテ一般ノ
公益ヲ害スル罪
ナ道路ミチ橋
渠ハ河溝カホリ
港埠ミナ損
壞コホナヒ往
來ニユキテ
偽計イッハ
力ヲ威カシ
テ阻止シ
電信ノ器械
電信局ニ振付
ル柱木ハシ
條線ノハリカ
子切斷ル不
通ニ致シ
ル者トホラ
ル者ヨハニ
標識ルシ危

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ三圓以上三
十圓以下ノ罰金ニ處ス
第百五十一條 犯罪人又ハ逃走ノ囚徒及ヒ監視ニ付セラレ
タル者ナルヲ知テ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメタル者
ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二十圓以
下ノ罰金ヲ附加ス
若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ一等ヲ加フ
第百五十二條 他人ノ罪ヲ免カレンシメテ圖リ其罪證ト
爲ル可キ物件ヲ隱蔽シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕
禁錮ニ處シ二十圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第百五十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者犯人ノ親屬ニ係ル
時ハ其罪ヲ論セス
第四節 附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪
第百五十四條 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタ
ル者私ニ其權ヲ行ヒタル時ハ一月以上一年以下ノ重禁錮
ニ處シ二十圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

險ナイ障礙
燈臺ヲヤサ
イ浮標ルシ
航海ヲタル
寧ヲ護ス
ヲマ點示
ル點示
ル事務
關スル
カハ殺傷
ハル殺傷
シハキ
創傷
第百五十七條
覆カヘス
没ヘシ
ル未遂犯罪
第一編第七節
第九節
住所ハ人ノ平生
所ナレハ之ヲ没
リニ犯シテ平穩
失禮ニシテ平穩

第百五十五條 監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背シタル
時ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス
第百五十六條 前二條ノ罪ハ其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ
非サレハ再犯ヲ以テ論スルヲ得ス
第五節 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル
罪
第百五十七條 官命ヲ受ケス又ハ官許ヲ得スシテ陸海軍ノ
用ニ供スル銃砲彈藥其他破裂質ノ物品ヲ製造シタル者ハ
二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下
ノ罰金ヲ附加ス其之ヲ輸入シタル者亦同シ
前項ノ物品ヲ私ニ販賣シタル者ハ一月以上一年以下ノ重
禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第百五十八條 前條ノ罪ヲ犯スト雖モ職工又ハ雇人ニシテ
止テ正犯ノ使令ニ供シタル者ハ各本刑ニ照シ二等ヲ減
ス

○海峽電信線
保護罰則
明治十八年七月十八号布告
海峽電信線保護罰則
約則別冊之
但施行之日
ハ迫テ布告

ナカス故ニ其罪
ナカル可カラズ
而シテ之ヲ防ギ
止ムルモ政ヲ入
ラントスル者ヲ
殺傷スルモ其罪
ヲ宥恕スヘキ者
ト畫問ヒル人
ノ住居シタル
ル邸宅人ノ平
ヲ爲メ家屋及
其壁障内人ノ
ヲ云フ
看守シタル
建造物看守人
寺公舎牆壁カ
キ越ハコエ損
壞シヨウス
鑰匙ヲヨウス
人ヲ殺スニ
罪ノ用ニ供
ス可キ物品
偽造破毀器
ヲ携

第百五十九條 前二條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ゲザル者
ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第百六十條 第百五十七條ニ記載シタル物品ヲ私ニ所有シ
タル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百六十一條 第百五十七條ニ記載シタル物品ノ製造ニ供
シタル器械ニシテ單ニ其用ニ供ス可キ者ハ何人ノ所有ヲ
問ハス之ヲ沒收ス

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

第百六十二條 道路橋梁河溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シ
タル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十
圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第百六十三條 偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ之
ヲ阻止シタル者ハ亦前條ニ同シ

第百六十四條 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シ
テ電氣ヲ不通ニ致シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮

スベシ
保護罰則
第一條 條約
第二條 條約
第三條 條約
第四條 條約
第五條 條約
第六條 條約
第七條 條約
第八條 條約
第九條 條約
第十條 條約
第十一條 條約
第十二條 條約
第十三條 條約
第十四條 條約
第十五條 條約
第十六條 條約
第十七條 條約
第十八條 條約
第十九條 條約
第二十條 條約
第二十一條 條約
第二十二條 條約
第二十三條 條約
第二十四條 條約
第二十五條 條約
第二十六條 條約
第二十七條 條約
第二十八條 條約
第二十九條 條約
第三十條 條約
第三十一條 條約
第三十二條 條約
第三十三條 條約
第三十四條 條約
第三十五條 條約
第三十六條 條約
第三十七條 條約
第三十八條 條約
第三十九條 條約
第四十條 條約
第四十一條 條約
第四十二條 條約
第四十三條 條約
第四十四條 條約
第四十五條 條約
第四十六條 條約
第四十七條 條約
第四十八條 條約
第四十九條 條約
第五十條 條約
第五十一條 條約
第五十二條 條約
第五十三條 條約
第五十四條 條約
第五十五條 條約
第五十六條 條約
第五十七條 條約
第五十八條 條約
第五十九條 條約
第六十條 條約
第六十一條 條約
第六十二條 條約
第六十三條 條約
第六十四條 條約
第六十五條 條約
第六十六條 條約
第六十七條 條約
第六十八條 條約
第六十九條 條約
第七十條 條約
第七十一條 條約
第七十二條 條約
第七十三條 條約
第七十四條 條約
第七十五條 條約
第七十六條 條約
第七十七條 條約
第七十八條 條約
第七十九條 條約
第八十條 條約
第八十一條 條約
第八十二條 條約
第八十三條 條約
第八十四條 條約
第八十五條 條約
第八十六條 條約
第八十七條 條約
第八十八條 條約
第八十九條 條約
第九十條 條約
第九十一條 條約
第九十二條 條約
第九十三條 條約
第九十四條 條約
第九十五條 條約
第九十六條 條約
第九十七條 條約
第九十八條 條約
第九十九條 條約
第一百條 條約

ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
若シ器械柱木條線ヲ損壞シテ電信ノ妨害ヲ爲スト雖モ不
通ニ至ラサルハ一等ヲ減ス

第百六十五條 瀛車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及ヒ其標識
ヲ損壞シ其他危險ナル障礙ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

第百六十六條 船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ燈臺浮標其他航
海ノ安寧ヲ保護スル標識ヲ損壞シ又ハ詐僞ノ標識ヲ點示
シタル者ハ亦前條ニ同シ

第百六十七條 前數條ニ記載シタル罪其事務ニ關スル官吏
及ヒ雇人職工自ラ犯シタル時ハ各本刑ニ照シ一等ヲ加
ス

第百六十八條 第百六十二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタ
ル者ハ毆打創傷ノ各本刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第百六十九條 第百六十五條第百六十六條ノ罪ヲ犯シ因テ
瀛車ヲ顛覆シ又ハ船舶ヲ覆没シタル時ハ無期徒刑ニ處ス

字十十四ト爲シ
又ハ金銀ヲ消シ
取テ其量目ヲ減
スルナドナリ
金銀貨 西洋ノ
通銀貨 金諸國
ナリ 發行 カ
ナリ 外國ノ
銀行紙幣 横
ニ於テ發行スル
洋銀切手ノル井
着手 テチツケ
情ヲ知テ 主
ハ貨幣ヲ偽造シ
又ハ變造シタリ
スルヲ知リナ
ガラ之レニ履ハ
ル補助 スケ
雜役ノコトニ
ワカ 房屋 キ
ハ輸入 外國ノ
シテ内國ニテ通
用スヘキモノヲ
造シタルモノヲ
内國ニ輸入レ

第四百七十七條 陸海軍ノ將校タル者出兵ヲ要求スル權アル官署ヨリ其要求ヲ受ケ故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百七十八條 陸海軍ノ徴兵ニ編入セラル可キ者身體ヲ毀傷シテ疾病ヲ作爲シ其他詐僞ノ所爲ヲ以テ免役ヲ圖リタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百七十九條 醫師化學家其他職業ニ因リ官署ヨリ解剖分解又ハ鑑定ヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百八十條 裁判所ヨリ證人トシテ證據ヲ陳述スルヲ命

タル受取
自首
受取
後云々
ルメ貨幣ヲ受取
ル時ニ能ク其ノ
偽造又ハ變造ナ
ルヲ知リシ者
ハ九十條ノ明文
ニヨルベシト雖
モ取ル時ニハ眞
貨幣ナリト思ヒ
シテ其偽造又ハ
變造ナルヲ知ハ
リナカシラ官ニ
出テ使用スルモ
ノハ矢張り信用
ヲ害スルモノナ
ルニシテ罰金ニ
倍加ノ罰金ニ處
スルハ價額
ニ降ス
得ズ
假令
錢ノ
銅貨

第四百八十一條 傳染病流行ノ際又ハ傳染病ノ疑アル船舶入港スルニ當リ醫師其病患ヲ検査シ又ハ消滅ノ方法ヲ陳述スルヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四章 信用ヲ害スル罪

第一節 貨幣ヲ偽造スル罪

第四百八十二條 内國通用ノ金銀貨及ヒ紙幣ヲ偽造シテ行使シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第四百八十三條 内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮

ニ係ルト雖モ此
額ヨリ降スナ
第二節官印
御國置各官置
ノ印其他官二
スル記号印章
印紙便切手紙
印紙煙草印紙
チ偽造スルノ
チ御璽天璽御
ナ勅任官ノ御
シ勅任官ノ御
書等ニ捺用セ
ルハ國璽本國
璽ト彫リ勅章
外天ニ付テノ
ニ鈐ヤラルモ
ノ偽璽ニセ使
用ツカ各官
署ノ印ヨクシ
産物生絲製茶
織物其他肉獸
産出スルモノ
フ商品度量衡
ヲ押用チオシ
記號シ印

ニ處ス
第百八十四條 官許チ得テ發行スル銀行ノ紙幣チ偽造シ若
クハ變造シテ行使シタル者ハ内外國ノ區別ニ從ヒ前二條
ノ例ニ照シテ處斷ス
第百八十五條 内國通用ノ銅貨チ偽造シテ行使シタル者ハ
輕懲役ニ處ス
若シ變造シテ行使シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮
ニ處ス
第百八十六條 前數條ニ記載シタル貨幣ノ偽造變造已ニ成
テ未タ行使セサル者ハ各本條ニ照シ一等チ減シ其未タ成
ラサル者ハ二等チ減ス
若シ偽造ノ器械ヲ豫備ノ未タ着手セサル者ハ各三等チ減
ス
第百八十七條 貨幣チ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇テ受ケタ
ル職工ハ前數條ニ記載シタル犯人ノ受ク可キ刑ニ照シ各

章バイン
ノ影蹟ヲ盜
用シタル者
正眞ノ印ヲ採テ
コレヲ押捺シ其
印影ヲ用ユルモ
云フ 監守者
メツケマ
モルモノ印紙
證券印紙烟草
紙領摺印紙賣藥
印紙等ナリ
界紙 紙證券
紙等 已ニ貼
用シタルチ
トハリモチヒタ
ル
此節ニ記
載シタル輕
罪 此節トハ第
百十四條ヨ
リ第百一
條ニ至ルチ
第三節官印
認書各官署ノ文
書公債證券地券

一等チ減ス
若シ職工ノ補助チ爲シテ雜役ニ供シタル者ハ職工ノ刑ニ
照シ各一等又ハ二等チ減ス
第百八十八條 貨幣チ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與
シタル者ハ偽造變造ノ各本刑ニ照シ二等チ減ス
第百八十九條 偽造變造ノ貨幣チ内國ニ輸入シタル者ハ偽
造變造ノ刑ニ同シ
第百九十條 偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ收受シ之ヲ行使
シタル者ハ偽造變造シテ行使シタル者ノ刑ニ照シ各二等
チ減ス」其未タ行使セサル者ハ各三等チ減ス
第百九十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處
スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス
第百九十二條 貨幣チ偽造變造シ及ヒ輸入收受シタル者未
タ行使セサル前ニ於テ官ニ自首シタル時ハ本刑ニ免シ六
月以上三年以下ノ監視ニ付ス

等官府ヨリ發行
スル者ヲ偽造ス
ルノ罪
詔書 天皇陛下
ノ勅旨ノ
文書ヲ 偽造セ
イフ 増減ソノ
ツク 増減ソノ
ル ナマシタリヘ
シタリ
變換 文意ヲ更
メ筆跡ヲ
改描ス 毀棄全
ルナリ 或ハ幾部
ヲ破毀
切斷スルナリ
若シ無記名
ノ公債証書

若シ職工雜役及ヒ房屋ヲ給與シタル者未タ行使セサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス
第百九十三條 貨幣ヲ收受スルノ後ニ於テ偽造又ハ變造ナルヲ知リ之ヲ行使シタル者ハ其價額ニ倍ノ罰金ニ處ス但其罰金ハ二圓以下ニ降スヲ得ス
第二節 官印ヲ偽造スル罪
第百九十四條 御璽國璽ヲ偽造シ又ハ其偽璽ヲ使用シタル者ハ無期徒刑ニ處ス
第百九十五條 各官署ノ印ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ重懲役ニ處ス
第百九十六條 產物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ輕懲役ニ處ス
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス
第百九十七條 御璽國璽官印記號印章ノ影贖ヲ盜用シタル

一等ヲ
加フ 公證公
人ノ作
ル証書 管掌
サト 第四節
ル 各自ニ所持ス
ル印又ハ銀行會
社等ノ印章民
凡百ノ諸事手
切手等ヲ偽造ス
ルノ罪ナリ
印影 真正ノ印
シテ捺捺
シタ者交換
カヘ
贈遺モノノ
權
利義務ニ關
スル証書 產
動
不動産ノ賣買約
定證書或ハ家屋
地所ノ貸借約定
證書或ハ年金證
文諸般金證文或
ハ土地物件ノ交
換證書委任狀寄
託書返金證預狀

者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ刑ニ照シ各一等ヲ減ス
若シ監守者自ラ犯シタル時ハ偽造ノ刑ニ同シ
第百九十八條 官ヨリ發行スル各種ノ印紙界紙及ヒ郵便切手ヲ偽造變造シ又ハ其情ヲ知テ之ヲ使用シタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第百九十九條 已ニ貼用シタル各種ノ印紙及ヒ郵便切手ヲ再ヒ貼用シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス
第二百一條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス
第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪
第二百二條 詔書ヲ偽造シ又ハ増減變換シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

ノ類 其餘ノ
 私書 手簡受領
 第五節 米商會
 免狀版權免許狀
 其他諸學術ニ管
 スル卒業免狀諸
 營業ニ管スル各
 種ノ鑑札醫師ノ
 診斷書傳染病全
 快證書等ヲ偽造
 スルノ罪ナリ
 盜用 リテツカ
 フ詐稱 リトナ
 フ下付 タス
 公務 假令ハ證
 テ裁判所ヨリ呼
 出シタルニ已レ
 出頭スルヲ忌ミ
 テ故ラニ醫師ノ
 診斷書ヲ偽造シ
 テ其義務ヲ免レ
 モル 自己シ

其詔書ヲ毀棄シタル者亦同シ
 第二百三條 官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタ
 ル者ハ輕懲役ニ處ス
 其官ノ文書ヲ毀棄シタル者亦同シ
 第二百四條 公債證書地券其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽
 造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス
 若シ無記名ノ公債證書ニ係ル時ハ一等ヲ加フ
 第二百五條 官吏其 管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ又ハ増減變
 換シテ行使シタル者ハ前二條ノ例ニ照シ 各 一等ヲ加フ
 其文書ヲ毀棄シタル者亦同シ
 第二百六條 官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ偽造シ又ハ
 盜用シタル者ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重ニ從テ處斷ス
 第二百七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ刑罪ノ
 刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス
 第四節 私印私書ヲ偽造スル罪

囑託 ミノ行
 使フカ 第六
 節 裁判所ニ呼
 出サレタルモノ
 裁判官ニ對シ證
 書ヲ偽造シテ事
 柄ノ相違シタル
 陳述ヲ爲ス曲庇
 ス罪ナリ 曲庇
 マケオ 事實ト
 ホフ 事實ト
 カ掩蔽ス 偽
 證 シヨウコ 正
 當 ホン 陷害
 ザ 罪
 トオトシイレ 罪
 ナ重クスル 罪
 發覺 顯ル 反
 坐 人ヲ陷レタ
 ル罪ニ打反ノ又
 偽證者ヲ其罪ニ
 處スルヲナリ例
 ハ二年以上五
 年以下ノ重禁錮

第二百八條 他人ノ私印ヲ偽造シテ使用シタル者ハ六月以
 上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ
 附加ス若シ他人ノ印影ヲ盜用シタル者ハ一等ヲ減ス
 第二百九條 爲替手形其他裏書ヲ以テ賣買スベキ證書若ク
 ハ金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ
 行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス
 其手形証書ニ詐偽ノ裏書ヲ爲シテ行使シタル者亦同シ
 第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務ニ關スル證書
 ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ四月以上四年
 以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 其餘ノ私書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者一月
 以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金
 ヲ附加ス
 第二百十一條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未ダ
 遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

ニ處ス可キ者ヲ
陪害ノ輕懲役ニ
處シタル片ハ偽
證者ヲ其輕懲役
ニ反座スルヲ云
經過スギサハ若
シ被告ハ云々
故ラニ被告
人ヲ死刑ニ
處セント欲シテ
偽リノ證ヲ上リ
夫レガ爲メニ被
告人ヲ死刑ニ處
セラレタル片ハ
證ヲ偽リシモノ
モ死刑ニ坐ス之
レ故殺謀殺ト其
ノ實同シケレバ
ナリ

第二百十二條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ附ス

第五節 免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪

第二百十三條 官ノ免狀又ハ鑑札ヲ偽造メ行使シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但官印ヲ偽造シ又ハ盜用シタル時ハ偽造官印ノ各本條ニ照シテ處斷ス

第二百十四條 屬籍身分氏名ヲ詐稱シ其他詐僞ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ケタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官吏情ヲ知テ其免狀鑑札ヲ下附シタル者ハ一等ヲ加フ

第二百十五條 公務ヲ免カル可キ爲メ醫師ノ氏名ヲ用ヒ疾病證書ヲ偽造メ行使シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メニスルヲ分タス一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

ノ方法 詐欺符
威嚇 第七節 度
衛ノ三器ハ官其
定規ニ違ハサル
トテ證スル爲メ
押印シテ之ヲ發
行シ人民ヲシテ
信ヲ措キ使用セ
シムルモノナリ
故ニ之ヲ私ニ製
造シ私ニ賣捌ク
コハナラマナリ
又物尺ノ目ヲ盛
リ直シ樹ノツル
カ子ヲ替ヘタリ
スル片ハ社會ヲ
欺キ公衆ノ信用
ヲ害スル罪ナリ
度 量 衡
ハカ 定欺増
減 正直ノ規則
ニ背キタル
度量衡ヲ

醫師囑託ヲ受ケテ其詐僞ノ證書ヲ造リタル者ハ一等ヲ加フ

第二百十六條 陸海軍ノ徵兵ヲ免カル可キ爲メ疾病ノ證書ヲ偽造シテ行使シタル者及ヒ囑託ヲ受ケテ其詐僞ノ證書ヲ造リタル醫師ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

第二百十七條 免狀鑑札及ヒ疾病ノ證書ヲ増減變換シテ行使シタル者ハ亦偽造ノ刑ニ同シ

第六節 偽證ノ罪

第二百十八條 刑事ニ關スル證人トシテ裁判所ニ呼出サレタル者被告人ヲ曲庇スル爲メ事實ヲ掩蔽シテ偽證ヲ爲シタル時ハ左ノ例ニ照シテ處斷ス

一 重罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二 輕罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

所有シタル
ル者 目的之ヲ
商工農業
上ニ使用スルニ
在ルヲ推知スル
ニ足ル故ニ之ヲ
使用セストモ夫
々ノ職業上ニ用
ユルハノト視做
シテ止メ之ヲ所
有シタル而已ヲ
以テ罪トス仍ホ
禁制物ナルヲ以
テ何人ノ所有チ
問ハス之ヲ没收
ス可キモ
ノトス
使用 質買交換
上納等ニ
使用ス
ルナリ

詐偽取財 第三

編第二章
第五節
第八節 賤ニシ
テ賤ト

三違警罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ違警罪ノ本條ニ
依テ處斷ス

第二百十九條 偽證ノ爲メ被告人正當ノ刑ヲ免カレタル時

ハ偽證者ノ刑前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

第二百二十條 被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲シタル者ハ

左ノ刑ニ照シテ處斷ス

一重罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ二年以上五年以

下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二輕罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ六月以上二年以

下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

三違警罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ一月以上三月

以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上廿圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百二十一條 偽證ノ爲メ被告人刑ニ處セラレタル後ニ

於テ偽證ノ罪發覺シタル時ハ偽證者ヲ其刑ニ反坐ス若シ

反坐ノ刑前條ニ記載シタル偽證ノ刑ヨリ輕キ時ハ前條ノ

例ニ照シテ處斷ス

其刑期限内ニ於テ偽證ノ罪發覺シタル時ハ現ニ經過シタ

ル日數ニ照シテ反坐ノ刑期ヲ減スルヲ得但減シテ前條

偽證ノ刑ヨリ降スヲ得ス

第二百二十二條 偽證ノ爲メ被告人死刑ニ處セラレタル時

ハ反坐ノ刑一等ヲ減ス其未タ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發

覺シタル時ハ二等ヲ減ス

若シ被告人ヲ死ニ陥ルノ目的ヲ以テ偽證ヲ爲シタル時

ハ死刑ニ反坐ス其未タ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發覺シタ

ル時ハ一等ヲ減ス

第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判ニ關シテ偽證ヲ爲

シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五

十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百二十四條 鑑定又ハ通事ノ爲メ裁判所ニ呼出サレタ

ル者詐偽ノ陳述ヲ爲シタル時ハ前數條ニ記載シタル偽證

詐稱シ賤ニシテ
賤ト詐稱シ官ヲ
欺キ人ヲ岡フル
ノ罪ナリ
文書 カキ
モノ
言語 コウジ
ヨウ
屬籍 住
所
身分 華士族
平民
氏名 ジナ
メウ
年齢 幼者ニシ
テ丁年ト稱
スル
ノ類
職業 例ハハ賣
業業ヲセ
シモノ兩換店ヲ
稱スルノ類
官職 ヤク
メク
位階 クラ
官ノ服飾 大
禮

詐稱シ賤ニシテ 賤ト詐稱シ官ヲ 欺キ人ヲ岡フル ノ罪ナリ	文書 カキ モノ	言語 コウジ ヨウ	屬籍 住 所	身分 華士族 平民	氏名 ジナ メウ	年齢 幼者ニシ テ丁年ト稱 スル ノ類	職業 例ハハ賣 業業ヲセ シモノ兩換店ヲ 稱スルノ類	官職 ヤク メク	位階 クラ	官ノ服飾 大 禮
---------------------------------------	----------------	-----------------	--------------	-----------------	----------------	---------------------------------	--	----------------	----------	----------------

服陸海軍及ヒ警
察官ノ正服ノ類

徽章勳章

勳章シカテカラノ
シルシ

僭用カツテニ
モチウ

第九節府縣會
郡區町

村會ノ議員長ノ
投票若クハ戸長

ノ選ニ共同事務
ヲ處分スル總代

人ヲ撰任スル投
票ヲ偽造スルノ

罪ナ

公選オホヤケ
ノエラミ

投票ニウ
サツ

賄賂チ以テ

云々投票スル
ノ權アル

者ニ賄賂ヲ行ナ
レバ投票セ

ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百二十五條 賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證
又ハ詐偽ノ鑑定通事ヲ爲シメタル者ハ亦偽證ノ例ニ同シ

第二百二十六條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者其事件
ノ裁判宣告ニ至ラサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免

第七節 度量衡ヲ偽造スル罪

第二百二十七條 度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シテ販賣シタル
者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以

下ノ罰金ヲ附加ス但官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ盜用シタ
ル時ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第二百二十八條 偽造變造ノ情ヲ知テ其度量衡ヲ販賣シタ
ル者ハ前條ノ刑ニ一等ヲ減ス

第二百二十九條 商賈農工定期ヲ増減シタル度量衡ヲ所有
シタル者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二

十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若其度量衡ヲ使用ノ利ヲ得タル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第二百三十條 人ノ囑託ヲ受ケテ度量衡ヲ偽造シ又ハ變造
シタル者ハ其囑託シタル犯人ノ刑ニ照シ各一等ヲ減ス

第八節 身分ヲ詐稱スル罪

第二百三十一條 官署ニ對シ文書又ハ言語ヲ以テ其屬籍身
分氏名年齡職業ヲ詐稱シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ

罰金ニ處ス

第二百三十二條 官職位階ヲ詐稱シ又ハ官ノ服飾徽章若ク
ハ内外國ノ勳章ヲ僭用シタル者ハ十五日以上二月以下ノ

輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪

第二百三十三條 公選ノ投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減シタ
ル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓

以下ノ罰金ヲ附加ス

シメナド

檢査シラ
ベラ

計筭カツ
ヘル

結局アキア
ガリ

告報シラ
セル

第五章一般ノ
人民ニ

對シ健康ヲ害ス
ル罪ナリ

健康タツシ
ヤナ

第一節阿片烟
ハ情ヲ

耗シ神ヲ勞シ恍
惚シテユメノ

如ク健康ヲ害ス
ル之ヨリ甚シキ

ナシ故ニ此章ノ
設アルナリ而シ

テ此條ニ掲グル
阿片ハ常ニ吸嗜

ニ用フルヲ云フ
藥用ニスル阿片

ハ其罪異ナ
ル故ナリ
輸入 外國ヨリ
製造 ツク
販賣 ウリサ
吸食 ノム
税關官吏 輸出
輸入ノセイチト
リアゲルヤクシ
ヨノ
役人
房屋 チマチ云
フ阿片烟
ヲ吸食スルハ大
概子マニ於テ之
ヲ用フル者ナリ
故ニ房屋ヲ設ケ
食シ與ヘテ利益
ヲ食ル者ハ器具
ヲ買入又ハ製造
スル者ト同罪ニ
ス處

第二百三十四條 賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受
ケテ投票ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處
シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百三十五條 投票ヲ檢査シ及ヒ其數ヲ計算スル者其投
票ヲ偽造シ又ハ増減シタル時ハ六月以上三年以下ノ輕禁
錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百三十六條 調書ヲ造リ投票ノ結局ヲ執告スル者其數
ヲ増減シ其他詐偽ノ所爲アル時ハ一年以上五年以下ノ輕
禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第五章 健康ヲ害スル罪
第一節 阿片烟ニ關スル罪
第二百三十七條 阿片烟ヲ輸入シ及ヒ製造シ又ハ之ヲ販賣
シタル者ハ有期徒刑ニ處ス
第二百三十八條 阿片烟ヲ吸食スルノ器具ヲ輸入シ及ヒ製
造シ又ハ之ヲ販賣シタル者ハ輕懲役ニ處ス

引誘 スハムル
ナリ利益
ノ爲ニスルアリ
戲ニスルアリ
受寄 リタル
第二節 飲料
供スル淨水ノ汚
穢シテ之ニ用フ
ル能ハサルニ至
ラシメタル罪ナ
リ
飲料 ノミ
淨水 スミキヨ
ラカナル
汚穢 ヨゴス
ナリ
健康ヲ害ス
可キ物品 物
ヲ用ヒ淨水ノ性
質ヲ變シヤサル

第二百三十九條 税關官吏情ヲ知テ阿片烟及ヒ其器具ヲ輸
入セシメタル者ハ前二條ノ刑ニ照シ各二等ヲ加フ
第二百四十條 阿片烟ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ
ハカ
圖ル者ハ輕懲役ニ處ス
人ヲ引誘シテ阿片烟ヲ吸食セシメタル者亦同シ
第二百四十一條 阿片烟ヲ吸食シタル者ハ二年以上三年以
下ノ重禁錮ニ處ス
第二百四十二條 阿片烟及ヒ吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ受寄
シタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス
第二節 飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪
第二百四十三條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ
用フルコト能ハサルニ至ラシメタルノ者ハ十一日以上一月
以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上五圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百四十四條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質ヲ
變シ又ハ腐敗セシメタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮

水質 イソツノセ
 腐敗 クサ
 疾病 ウキヤ
 毆打創傷 三節
 第三節 傳染病ノ最モ劇シク之ヨリ恐ルヘキ者ナシ故ニ嚴ニ之ヲ豫防スル爲メ設ケタル規則アリコレ其規則ニ違背スル爲ナリ
 傳染病 コレヲシテテリヤ等ヲツリヤスキヤマ

ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 第二百四十五條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス
 第三節 傳染病豫防規則ニ關スル罪
 第二百四十六條 傳染病豫防ノ爲メ設ケタル規則ニ違背シテ入港ノ船舶ヨリ上陸シ又ハ物品ヲ陸地ニ運搬シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二百四十七條 船長自ラ前條ノ罪ヲ犯シ又ハ人ノ犯スルヲ知テ制セサル者ハ前條ノ刑ニ一等ヲ加フ
 第二百四十八條 傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ流行地方ヨリ他處ニ出タル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二百四十九條 獸類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ獸類ヲ他處ニ出シタル者ハ十一日以上二月以下ノ輕禁

豫防 ヤウ
 違背 クム
 上陸 フ子ヨリオカヘア
 運搬 物ヲハ
 流行地方 ヤ
 獸類 ケモノノレ本條ハ牧畜類即チ牛馬羊豚ノ類ヲ云フ
 危害品 破毀質ヲ有スル物
 危害ヲ生ス
 へキ物品 藥

錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第四節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪
 第二百五十條 官許ヲ得スシテ危害ヲ生ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス若シ健康ヲ害ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二百五十一條 官許ヲ得テ前條ニ記載シタル製造所ヲ創設スト雖モ危害ヲ豫防シ健康ヲ保護スル規則ニ違背シタル者ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス
 第二百五十二條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス
 第五節 健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪
 第二百五十三條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和

管管等
ナリ
健康ナルコト
健康ヲ害ス
可キ飲食物
有毒質ノ物ヲ混
和シタルヲ云
販賣
コト
第六節 官許ヲ得スシテ醫業ヲ爲シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
第七節 風俗ヲ害スル罪
第二百五十八條 公然猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百五十九條 風俗ヲ害スル冊子圖書其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百六十條 賭場ヲ開帳シテ利ヲ圖リ又ハ博徒ヲ招結シタル者ハ三月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百六十一條 財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者亦タ同シ但飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ非ラス
第二百六十二條 賭博ノ器具財物其現場ニ在ル者ハ之ヲ沒收ス
第二百六十三條 財物ヲ醜集シ富饒ヲ以テ利益ヲ僥倖スルノ業ヲ興行シタル者ハ一月以上六年以下ノ重禁錮ニ處ス五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百六十四條 神佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ所爲アル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
若シ説教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

賭博罪分
明治十七年一
月第一号布告
賭博罪ノ義ハ
刑法第二百六
拾一條ニ明文
有之候得共當
分ノ内行政警
察ノ成分ニ屬
シ東洋ハ地方
官ヲシテ罰紙
賭博罪分規
則ニ依リ取締
ハシム
賭博罪分規
則
第一條 賭博
者ハ一月以
上四年以下
ノ禁錮及ヒ
五圓以上二
百圓以下ノ
罰金ニ處ス
過料ニ處ス
家屋ヲ貸與
シ及ヒ見張
ナシタル者
亦同シ
博徒ニシテ
招結
ツメル
賭場
ツバシヨ
招結
ツメル
賭博罪分規
則
第六節 官許ヲ得スシテ醫業ヲ爲シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
第七節 風俗ヲ害スル罪
第二百五十八條 公然猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百五十九條 風俗ヲ害スル冊子圖書其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百六十條 賭場ヲ開帳シテ利ヲ圖リ又ハ博徒ヲ招結シタル者ハ三月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百六十一條 財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者亦タ同シ但飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ非ラス
第二百六十二條 賭博ノ器具財物其現場ニ在ル者ハ之ヲ沒收ス
第二百六十三條 財物ヲ醜集シ富饒ヲ以テ利益ヲ僥倖スルノ業ヲ興行シタル者ハ一月以上六年以下ノ重禁錮ニ處ス五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百六十四條 神佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ所爲アル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
若シ説教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

右布告候專
明治十七年十
二月二十二
号布告
第一條 治安
ノ妨ケ又ハ
人ノ身體財
産ヲ害セン
トスルノ目
的ヲ以テ爆
炸物ヲ使用
シタル者及
ヒ人ナシ之
ヲ使用セシ
メタル者ハ
死刑ニ處ス
第一條 前條
ノ目的ヲ以
テ爆発物ヲ
使用セント
フルノ際發
覺シタル
ハ無期徒刑
又ハ有期徒
刑ニ處ス
第三條 前條
ノ目的ヲ以
テ爆発物ヲ
用テ供ス可
キ器具ヲ製
造輸入所持
シ又ハ注文
ヲ付スル者
ハ死刑ニ處
ス

曲庇 マケオホ
ヒガアル
モノヲ罪ナシト
スル
陷害 罪ニオト
シイルハ
枉斷 不法ノ裁
判ヲスル
反坐 スル
情ニ徇カヒ
己ノ情ノマニ
スル
自怨 與ノイ
没
收メシア
追徴 トリカ第
三節 官吏職務
上ニテ預
リタル金穀ナド
ヲ物ミ取ル罪
監守 自分ガモ
ツケマモ
フル

ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
因テ被告人ヲ曲庇シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮
ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
其被害入ヲ陷害シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ
處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
若シ枉斷シタル所ノ刑此刑ヨリ重キ時ハ第二百二十一條
第二百二十二條ノ例ニ照シテ反坐ス
第二百二十七條 裁判官檢事警察官吏賄賂ヲ收受聽許セス
ト雖モ情ニ徇カヒ又ハ怨ヲ挾サミ被告人ヲ曲庇陷害シタ
ル者ハ亦前條ニ同シ
第二百八十八條 前數條ニ記載シタル賄賂已ニ收受シタル
者ハ之ヲ沒收シ費用シタル者ハ其價ヲ追徴ス
第三節 官吏財産ニ對スル罪
第二百八十九條 官吏自ラ監守スル所ノ金穀物件ヲ竊取シ
タル者ハ輕懲役ニ處ス

増減變換 帳簿
ノ數字ナドヲ
カヘルコト
毀棄 ヤブリス
テルコト
租稅 國稅地
方稅
諸般ノ入額
官ヘ取立 徵收
ル金額
テリタ 正數外
アタリマヘノ外
ニ

第一章 身體ニ
對スル
罪ニ數箇ノ區別
アリ或ハ生命ニ
關シ或ハ貞操ニ
關シ或ハ名譽ニ
關スル等
謀殺
マヘカタヨリ殺
サント謀リ手段
ヲ設ケテ
殺スル
故殺

因テ官ノ文書簿冊ヲ増減變換シ又ハ毀棄シタル時ハ第二
百五條ノ例ニ照シテ處斷ス
第二百九十條 租稅其他諸般ノ入額ヲ徵收スル官吏正數外
ノ金穀ヲ徵收シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處
シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百九十一條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處
スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス
第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪
第一章 身體ニ對スル罪
第一節 謀殺故殺ノ罪
第二百九十二條 豫メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪ト爲
シ死刑ニ處ス
第二百九十三條 毒物ヲ施用シテ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ヲ
以テ論シ死刑ニ處ス

第九條 本則
 第十條 本則
 第十一條 本則
 第十二條 本則
 第十三條 本則
 第十四條 本則
 第十五條 本則
 第十六條 本則
 第十七條 本則
 第十八條 本則
 第十九條 本則
 第二十條 本則
 第二十一條 本則
 第二十二條 本則
 第二十三條 本則
 第二十四條 本則
 第二十五條 本則
 第二十六條 本則
 第二十七條 本則
 第二十八條 本則
 第二十九條 本則
 第三十條 本則
 第三十一條 本則
 第三十二條 本則
 第三十三條 本則
 第三十四條 本則
 第三十五條 本則
 第三十六條 本則
 第三十七條 本則
 第三十八條 本則
 第三十九條 本則
 第四十條 本則
 第四十一條 本則
 第四十二條 本則
 第四十三條 本則
 第四十四條 本則
 第四十五條 本則
 第四十六條 本則
 第四十七條 本則
 第四十八條 本則
 第四十九條 本則
 第五十條 本則
 第五十一條 本則
 第五十二條 本則
 第五十三條 本則
 第五十四條 本則
 第五十五條 本則
 第五十六條 本則
 第五十七條 本則
 第五十八條 本則
 第五十九條 本則
 第六十條 本則
 第六十一條 本則
 第六十二條 本則
 第六十三條 本則
 第六十四條 本則
 第六十五條 本則
 第六十六條 本則
 第六十七條 本則
 第六十八條 本則
 第六十九條 本則
 第七十條 本則
 第七十一條 本則
 第七十二條 本則
 第七十三條 本則
 第七十四條 本則
 第七十五條 本則
 第七十六條 本則
 第七十七條 本則
 第七十八條 本則
 第七十九條 本則
 第八十條 本則
 第八十一條 本則
 第八十二條 本則
 第八十三條 本則
 第八十四條 本則
 第八十五條 本則
 第八十六條 本則
 第八十七條 本則
 第八十八條 本則
 第八十九條 本則
 第九十條 本則
 第九十一條 本則
 第九十二條 本則
 第九十三條 本則
 第九十四條 本則
 第九十五條 本則
 第九十六條 本則
 第九十七條 本則
 第九十八條 本則
 第九十九條 本則
 第一百條 本則

第二百九十四條 故意ヲ以テ人ヲ殺シタル者ハ故殺ノ罪ト
 無シ無期徒刑ニ處ス
 第二百九十五條 支解折割其他慘刻ノ所爲ヲ以テ人ヲ故殺
 シタル者ハ死刑ニ處ス
 第二百九十六條 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ又ハ已ニ
 犯シテ其罪ヲ免カル、爲メ人ヲ故殺シタル者ハ死刑ニ處
 ス
 第二百九十七條 人ヲ殺スノ意ニ出テ詐稱誘導シテ危害ニ
 陥レ死ニ致シタル者ハ故殺ヲ以テ論シ其豫メ謀ル者ハ謀
 殺ヲ以テ論ス
 第二百九十八條 謀殺故殺ヲ行ヒ誤テ他人ヲ殺シタル者
 ハ仍ホ謀殺故殺ヲ以テ論ス
 第二節 毆打創傷ノ罪
 第二百九十九條 人ヲ毆打創傷シ因テ死ニ致シタル者ハ重
 懲役ニ處ス

第九條 本則
 第十條 本則
 第十一條 本則
 第十二條 本則
 第十三條 本則
 第十四條 本則
 第十五條 本則
 第十六條 本則
 第十七條 本則
 第十八條 本則
 第十九條 本則
 第二十條 本則
 第二十一條 本則
 第二十二條 本則
 第二十三條 本則
 第二十四條 本則
 第二十五條 本則
 第二十六條 本則
 第二十七條 本則
 第二十八條 本則
 第二十九條 本則
 第三十條 本則
 第三十一條 本則
 第三十二條 本則
 第三十三條 本則
 第三十四條 本則
 第三十五條 本則
 第三十六條 本則
 第三十七條 本則
 第三十八條 本則
 第三十九條 本則
 第四十條 本則
 第四十一條 本則
 第四十二條 本則
 第四十三條 本則
 第四十四條 本則
 第四十五條 本則
 第四十六條 本則
 第四十七條 本則
 第四十八條 本則
 第四十九條 本則
 第五十條 本則
 第五十一條 本則
 第五十二條 本則
 第五十三條 本則
 第五十四條 本則
 第五十五條 本則
 第五十六條 本則
 第五十七條 本則
 第五十八條 本則
 第五十九條 本則
 第六十條 本則
 第六十一條 本則
 第六十二條 本則
 第六十三條 本則
 第六十四條 本則
 第六十五條 本則
 第六十六條 本則
 第六十七條 本則
 第六十八條 本則
 第六十九條 本則
 第七十條 本則
 第七十一條 本則
 第七十二條 本則
 第七十三條 本則
 第七十四條 本則
 第七十五條 本則
 第七十六條 本則
 第七十七條 本則
 第七十八條 本則
 第七十九條 本則
 第八十條 本則
 第八十一條 本則
 第八十二條 本則
 第八十三條 本則
 第八十四條 本則
 第八十五條 本則
 第八十六條 本則
 第八十七條 本則
 第八十八條 本則
 第八十九條 本則
 第九十條 本則
 第九十一條 本則
 第九十二條 本則
 第九十三條 本則
 第九十四條 本則
 第九十五條 本則
 第九十六條 本則
 第九十七條 本則
 第九十八條 本則
 第九十九條 本則
 第一百條 本則

第三百條 人ヲ毆打創傷シ其兩目ヲ瞎シ兩耳ヲ聾シ又ハ兩
 肢ヲ折リ及ビ舌ヲ斷チ陰陽ヲ毀敗シ若クハ知覺精神ヲ喪
 失セシメ篤疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處ス
 其一目ヲ瞎シ一耳ヲ聾シ又ハ一肢ヲ折リ其他身體ヲ殘廢
 シ癩疾ニ致シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス
 第三百一條 人ヲ毆打創傷シ二十日以上ノ時間疾病ニ罹リ
 又ハ職業ヲ營ムコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ一年以上
 三年以下ノ重禁錮ニ處ス
 其疾病休業ノ時間二十日ニ至ラサル者ハ一月以上一年以
 下ノ重禁錮ニ處ス
 疾病休業ニ至ラズト雖モ身體ニ創傷ヲ成シタル者ハ十一
 日以上一月以下ノ重禁錮ニ處ス
 第三百二條 豫メ謀テ人ヲ毆打創傷シ休業廢篤疾又ハ死ニ
 致シタル者ハ前數條ニ記載シタル刑ニ照シ各一等ヲ加フ
 第三百三條 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ又ハ已ニ犯シ

ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ刑ニ付ス
 第三條ニ付ス
 第五條ニ付ス
 第六條ニ付ス
 第七條ニ付ス
 第八條ニ付ス
 第九條ニ付ス
 第十條ニ付ス
 第十一條ニ付ス
 第十二條ニ付ス
 第十三條ニ付ス
 第十四條ニ付ス
 第十五條ニ付ス
 第十六條ニ付ス
 第十七條ニ付ス
 第十八條ニ付ス
 第十九條ニ付ス
 第二十條ニ付ス
 第二十一條ニ付ス
 第二十二條ニ付ス
 第二十三條ニ付ス
 第二十四條ニ付ス
 第二十五條ニ付ス
 第二十六條ニ付ス
 第二十七條ニ付ス
 第二十八條ニ付ス
 第二十九條ニ付ス
 第三十條ニ付ス
 第三十一條ニ付ス
 第三十二條ニ付ス
 第三十三條ニ付ス
 第三十四條ニ付ス
 第三十五條ニ付ス
 第三十六條ニ付ス
 第三十七條ニ付ス
 第三十八條ニ付ス
 第三十九條ニ付ス
 第四十條ニ付ス
 第四十一條ニ付ス
 第四十二條ニ付ス
 第四十三條ニ付ス
 第四十四條ニ付ス
 第四十五條ニ付ス
 第四十六條ニ付ス
 第四十七條ニ付ス
 第四十八條ニ付ス
 第四十九條ニ付ス
 第五十條ニ付ス
 第五十一條ニ付ス
 第五十二條ニ付ス
 第五十三條ニ付ス
 第五十四條ニ付ス
 第五十五條ニ付ス
 第五十六條ニ付ス
 第五十七條ニ付ス
 第五十八條ニ付ス
 第五十九條ニ付ス
 第六十條ニ付ス
 第六十一條ニ付ス
 第六十二條ニ付ス
 第六十三條ニ付ス
 第六十四條ニ付ス
 第六十五條ニ付ス
 第六十六條ニ付ス
 第六十七條ニ付ス
 第六十八條ニ付ス
 第六十九條ニ付ス
 第七十條ニ付ス
 第七十一條ニ付ス
 第七十二條ニ付ス
 第七十三條ニ付ス
 第七十四條ニ付ス
 第七十五條ニ付ス
 第七十六條ニ付ス
 第七十七條ニ付ス
 第七十八條ニ付ス
 第七十九條ニ付ス
 第八十條ニ付ス
 第八十一條ニ付ス
 第八十二條ニ付ス
 第八十三條ニ付ス
 第八十四條ニ付ス
 第八十五條ニ付ス
 第八十六條ニ付ス
 第八十七條ニ付ス
 第八十八條ニ付ス
 第八十九條ニ付ス
 第九十條ニ付ス
 第九十一條ニ付ス
 第九十二條ニ付ス
 第九十三條ニ付ス
 第九十四條ニ付ス
 第九十五條ニ付ス
 第九十六條ニ付ス
 第九十七條ニ付ス
 第九十八條ニ付ス
 第九十九條ニ付ス
 第一百條ニ付ス

各自ニ其刑ヲ科ス
 其罪ヲ免ル、爲人ヲ毆打創傷シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ
 第三百四條 毆打ニ因リ誤テ他人ヲ創傷シタル者ハ仍ホ毆打創傷ノ本刑ヲ科ス
 第三百五條 二人以上共ニ人ヲ毆打創傷シタル者ハ現ニ手ヲ下シ傷ヲ成スノ輕重ニ從テ各自ニ其刑ヲ科ス若シ共毆シテ傷ヲ成スノ輕重ヲ知ルコト能ハサル時ハ其重傷ノ刑ニ照シ一等ヲ減ス但救唆者ハ減等ノ限ニ在ラス
 第三百六條 二人以上共ニ人ヲ毆打スルニ當リ自ラ人ヲ傷セスト雖モ幫助シテ傷ヲ成サシメタル者ハ現ニ傷ヲ成シタル者ノ刑ニ一等ヲ減ス
 第三百七條 健康ヲ害ス可キ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシメタル者ハ豫メ謀テ毆打創傷スルノ例ニ照シテ處斷ス
 第三百八條 人ヲ殺スノ意ニ非スト雖モ詐稱誘導シテ危害ニ陥レ因テ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ヲ以テ論ス
 第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不諭罪
 第三百九條 自己ノ身體ニ暴行ヲ受クルニ因リ直チニ怒ヲ發シ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス
 第三百十條 毆打シテ互ニ創傷シ其手ヲ下スノ先後ヲ知ルコト能ハサル者ハ各其罪ヲ宥恕スルコトヲ得
 第三百十一條 本夫其妻ノ姦通ヲ覺知シ姦所ニ於テ直チニ姦夫又ハ姦婦ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但本夫先ニ姦通ヲ縱容シタル者ハ此限ニ在ラス
 第三百十二條 晝間故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若クハ門戸牆壁ヲ踰越損壞セントスル者ヲ防止スル爲メ之ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス
 第三百十三條 前數條ニ記載シタル宥恕ス可キ罪ハ各本刑ニ照シ二等又ハ三等ヲ減ス
 第三百十四條 身體生命ヲ正當ニ防衛シ己ムコトヲ得サルニ

ケル幫助タル疾苦
 宥恕不諭罪
 本節ハ罪ニヨリテ特ニ設ケタルモノナリ即チ人ヲ殺傷スル罪ニ用フル宥恕不諭罪ナリ
 怒ニシテ罪ノ幾分ヲカス
 姦通
 覺知
 姦夫
 姦婦
 縱容
 邸宅
 牆壁
 越テ防止

フセギ 正當防
トメル ヤムヲ得ズ
衛ンチヲフセグ
ナ 盜賊メスマ
リ 盜賊レシナ

暴行人 害ヲ加
ヘル人
危害已ニ去

暴行人逃グ
リ サルカ又ハ
暴行ヲ止 狀情
メタル
ソノトキ 過失
ノヤウス 殺傷
ユダシ又
殺傷 ハ規則價
習チマモラザル
ヨリ犯シタル罪
ナ

出テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メ
ニスルチ分カス其罪ヲ論セス但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴
行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

第三百十五條 左ノ諸件ニ於テ己ムヲ得サルニ出テ人ヲ
殺傷シタル者ハ其罪ヲ論ゼス
一 財産ニ對シ放火其他暴行ヲ爲者ヲ防止スルニ出タル時
二 盜犯ヲ防止シ又ハ盜賊ヲ取還スルニ出タル時
三 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若クハ門戶牆壁
ヲ踰越損壞スル者ヲ防止スルニ出タル時

第三百十六條 身體財産ヲ防衛スルニ出ルト雖モ己ムヲ
得サルニ非スシテ害ヲ暴行人ニ加ヘ又ハ危害已ニ去リタ
ル後ニ於テ 勢ニ乘シ仍ホ害ヲ暴行人ニ加ヘタル者ハ不
論罪ノ限ニ在ラス但シ狀情ニ因リ第三百十三條ノ例ニ照
シ其罪ヲ宥恕スルヲ得

第四節 過失殺傷ノ罪

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セズ過失ニ因
テ人ヲ死ニ致タル者ハ廿圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十八條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ廢篤疾ニ致シタル者
八十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十九條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ疾病休業ニ至ラシメ
タル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五節 自殺ニ關スル罪

第三百二十條 人ヲ教唆シテ自殺セシメ又ハ囑託ヲ受ケテ
自殺人ノ爲メニ手ヲ下シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕
禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其他自殺
ノ補助ヲ爲シタル者ハ一等ヲ減ス

第三百二十一條 自己ノ利ヲ圖リ人ヲ教唆シテ自殺セシメ
タル者ハ重懲役ニ處ス

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪
第三百二十二條 擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ私家ニ監禁シタル

疎虞 不注
意 ユダ

懈怠 ユダ

廢篤 廢疾ハ
カタワ

篤疾ハオモ
キヤマヒ

自殺ニ關ス

ル罪 自殺者ヲ
助ケ又ハ

人ヲ教唆シテ自
殺ヲ爲リシムル

者ノ罪 教唆シ
テ自殺セシ

メ 親戚或故舊
ニシテ罪過

ヲ證實シ居腹セ
シムルナド其事

タル法律ニヨラ
ズシテ利ニ人命

ヲ損サシメ又人
命ヲオトスノ手

傳チナスモノナ
レハ全ク裁テ重

シテ人ノ忍ア能ハザルヨリ起ルモノ故之レテ罪セザルノ意也

自殺ノ補助

刀劍等ノ器具ヲ給與シ或ハ自殺ノ方法ヲオシヘルナリ

利ヲ圖リ自

ノ愁心 逮捕監

禁 無罪ノ人ヲ

オシコ 制縛シ

ケル 拷責ガカ

ギ 屏去食物

ヲ與ヘズ衣服ヲ奪ヒナトスル

脅迫 オドシ

脅迫 セマル

者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但監禁日數十日ヲ過タル毎ニ一等ヲ加フ

第三百二十三條 擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ又ハ飲食衣服ヲ屏去シ其他苛刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上卅圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十四條 前條ノ罪ヲ犯シ因テシテ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第三百二十五條 擅ニ人ヲ監禁シ水火震災ノ際其監禁ヲ解クヲ怠リ因テ死傷ニ至シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第三百二十六條 人ヲ殺サント脅迫シ又ハ人ノ住居シタル家屋ニ放火セソト脅迫シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

毀壞 ハス

劫掠 シテカス

メト 兇器ヲ持

ニ足ル 前條ノ

例ニ同シ

モ本人ニ對スル

ノミナラズ其親

屬(總則第百十

四條ニ揭ケタル

モノヲ云)ニ危

害ヲ加フヘキ事

ヲ以テ脅迫スル

モ亦同シトス

墮胎 藥物其他

以テ胎子ヲ

殺スヲ云

懷胎 ハラ

毆打創傷其他暴行ヲ加ヘント脅迫シ又ハ財産ニ放火シ及ヒ毀壞劫掠セソト脅迫シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十七條 兇器ヲ持シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百二十八條 親屬ニ害ヲ加フ可キ事ヲ以テ脅迫シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第三百二十九條 此節ニ記載シタル罪ハ脅迫ヲ受ケタル者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第八節 墮胎ノ罪 第三百三十條 懷胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十一條 藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメタル者ハ亦前條ニ同シ因テ婦女ヲ死ニ致シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

威逼 オドシセマリ
誣騙 ダマシテ

第三百三十二條 醫師穩婆又ハ藥商前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百三十三條 懐胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誣騙シテ墮胎セシメタル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十四條 懐胎ノ婦女ナルヲ知リ毆打其他ノ暴行ヲ加ヘ因テ墮胎ニ至ラシメタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス其墮胎セシムルノ意ニ出タル者ハ輕懲役ニ處ス

第三百三十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ廢篤疾又ハ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪

第三百三十六條 八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス
自ラ生活スルヲ能ハサル老疾者ヲ遺棄シタル者亦同

第九節 幼者即未滿ノモノ老者即チ老テ自ラ一身ヲ生活保存スル能ハサル者疾者即チ廢篤疾者ヲ他所ニ放テ棄テ又ハ居宅ニスヲ置キ自ラユクヘシメズナル限然ルニ六節禁錮ノ刑ニ罰金ノ附加ナキハ世罪ハ

同ヨリ貧困ニ出タルヲナレハ罰金ヲ出ス資力ナキモノトスレハ

ナ 寥闕無人
人ノオラスサビシキバシヨ

遺棄 マハヌ
寄託 アヅカ

保養 ナシ
有地 モチ
看

守 ミ
扶助 タ
官署 ノ
其 ス
ヤク

昏倒 ミタク
目 ミ
タ

タル ヲ
取 リ
テ ハ
入 ル
テ ハ
奪 フ
ヒ ク
取 ル
ナ リ
云 フ

誘拐 葉子ナドヲ與ヘ或

シ

第三百三十七條 八歳ニ滿サル幼者又ハ老疾者ヲ寥闕無人ノ地ニ遺棄シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十八條 給料ヲ得テ人ノ寄託ヲ受ケ保養ス可キ者前二條ノ罪ヲ犯シタル時ハ各一等ヲ加フ

第三百三十九條 幼者老疾者ヲ遺棄シ因テ癡疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處シ篤疾ニ致シタル者ハ重懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

第三百四十條 自己ノ所有地又ハ看守ス可キ地内ニ遺棄セラレタル幼者老疾者アルヲ知テ之ヲ扶助セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス
若シ疾病ニ罹リ昏倒スル者アルヲ知テ扶助セス又ハ申告セサル者亦同シ

第十節 幼者ヲ畧取誘拐スル罪

第三百四十一條 十二歳ニ滿サル幼者ヲ畧取シ又ハ誘拐シ

ハ好ム物ヲ見セ
ント詐ハリ他所
ニ連レ行
クテ云フ 十二
歳云々 本條ノ
至ハ智モ体モ稍
キ備ハル者ナレ
ハ人ノ助ヲ乞フ
モ自カラ家ニ歸
ルモ自由ナリサ
レハ無理ニ奪フ
(畧取)ト欺キツ
レカヘル(誘拐)
トハ區別チ
立ルナリ 藏
匿カク 交付
ス 家屬イ 僕
下婢女 其他
ノ名稱ゲイキ
ギ前數 第三百
條ヨリ 第四百一
十三條マテナサ

テ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ二年以上五年
以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第三百四十二條 十二歳以上二十歳ニ滿サル幼者ヲ畧取シ
テ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ一年以上三年
以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
其誘拐シ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ六月以上
二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上廿圓以下ノ罰金ヲ附加
ス
第三百四十三條 畧取誘拐シタル幼者ナルコトヲ知テ自己ノ
家屬僕婢ヲ爲シ又ハ其他ノ名稱ヲ以テ之ヲ收受シタル者
ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス
第三百四十四條 前數條ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親
屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但畧取誘拐セラレタル幼者式
ニ從テ婚姻ヲ爲シタル時ハ告訴ノ効ナシ
第三百四十五條 二十歳ニ滿サル幼者ヲ畧取誘拐シテ外國

ス 告訴ヲ待
テ 本條ハ姦淫
ト同シキモ
トノ最モ耻ル所
ナレハ本人若ハ
親類ノ者ヲ訴ヘ
出テズハ官ニ於
テ其罪ヲ問ハズ
式ニ從ヒ 然
ト郡區役所ニ婚
姻届ヲナス
第十一節 幼
ノ清慾未タ萌サ
ズ若クハ承諾セ
ザル者ト姦淫
及ヒ二夫二妻ノ
加キハ正姦ヲ破
リ公道ヲ紊ルニ
足ルモ 猥褻ノ
所行 未タ姦淫
手ヲ以テ姦ヲナ
ス正人ノミサホ
チ汚スハ

人ニ交付シタル者ハ輕懲役ニ處ス
第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪
第三百四十六條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ
爲シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ
所行ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二
圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第三百四十七條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以
テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮
ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第三百四十八條 十二歳以上ノ婦女ヲ強姦シタル者ハ輕懲
役ニ處ス
藥酒等ヲ用ヒ人ヲ昏睡セシメ又ハ精神ヲ錯亂セシメテ姦
淫シタル者ハ強姦ヲ以テ論ス
第三百四十九條 十二歳ニ滿サル幼者ヲ姦淫シタル者ハ輕
懲役ニ處ス若シ強姦シタル者ハ重懲役ニ處ス

強姦 承諾セザル者ヲ暴行脅迫ヲ以テ其情慾ヲ遂ゲタルモノヲ 昏睡シテイナシニテムル 精神ヲ錯亂セシメ コハロシキニシテ 姦淫セケル 淫行 ミタラナ勸オコナヒ勸誘スル 媒合ナシテ 有夫トアル者ニ相姦セケル 縦容シテ 配偶者ツレアル者

第三百五十條 前數條ニ記載シタル罪ハ被害者ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第三百五十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス但強姦ニ因テ癡篤疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百五十二條 十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十三條 有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス其相姦スル者亦同シ

此條ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但本夫先ニ姦通シタル者ハ本夫ノ告訴ノ効ナシ

第三百五十四條 配偶者アル者重子ヲ婚姻ヲ爲シタル時ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

誣告及誹毀 他人ノ不實ノ事ヲカマヘテ告訴告發ス 偽証シル者 推問ギンナキ 自首 自ラ申出ル 行ミダラナ行オコナヒ 摘發ス 誹毀 公然ノ衆人前ニ 於テ 書類 書モツナドニカキ 公布 セケンセシラフ 雜劇 キヤウシヤウ 偶像 ニンギン 作爲 コシラヘル

罰金ヲ附加ス

第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪

第三百五十五條 不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告シタル者ハ第二百二十二條ニ記載シタル偽證ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百五十六條 誣告ヲ爲スト雖モ被告人ノ推問ヲ始メサル前ニ於テ誣告者自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

第三百五十七條 誣告ニ因テ被告人刑ニ處セラレタル時ハ第二百廿一條第二廿二條ニ記載シタル例ニ照シテ處斷ス

第三百五十八條 惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス左ノ例ニ照シテ處斷ス

一 公然ノ演說ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上卅圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二 書類畫圖ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ人ヲ誹毀シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

誣罔 無根ノ事
由テコシ
ラヘテソシルニ
非レハ罰セス

委託ミ陰
私カクシ漏告
他人ニモラ
シツゲル 陳
述ノバ

祖父母ニ對
スル罪 總則第
條ニ記載シタル
者子孫ノ其祖父
母父母ニ於ケル
臣民ノ天皇陛下
ニ於ケルカ如ク
之ヨリ尊重ナル
者ナシ故ニ凡人
ノ刑ヨリ重クス

第三百五十九條 死者ヲ誹毀シタル者ハ誣罔ニ出タルニ非
サレハ前條ノ例ニ照シテ處分スルヲ得ス

第三百六十條 醫師藥商穩婆又ハ代言人辨護人代書人若ク
ハ神官僧侶其身分職業ニ於テ委託ヲ受ケタル事ニ因リ知
得ル陰私ヲ漏告シタル者ハ誹毀ヲ以テ論シ十一日以上三
月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上卅圓以下ノ罰金ヲ附加ス
但裁判所ノ呼出ヲ受テ事實ヲ陳述スル者ハ此限ニアラス

第三百六十一條 此節ニ記載シタル誹毀ノ罪ハ被害者又ハ
死者ノ親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第十三節 祖父母父母ニ對スル罪

第三百六十二條 子孫其祖父母父母ヲ謀殺故殺シタル者ハ
死刑ニ處ス

其自殺ニ關スル罪ハ凡人ノ刑ニ照シニ等ヲ加フ

第三百六十三條 子孫其祖父母父母ニ對シ毆打創傷ノ罪其
他監禁脅迫遺棄誣告誹毀ノ罪ヲ犯シタル者ハ各本條ニ記

監禁 第六節ニ
詳ナリ

脅迫 第七節
遺

棄節 第九節
供給

セスアテガ必
要ナル奉養

居室金錢ノ
ヤシナリ

特別ノ宥恕

マツゲンニ
ユルスナリ

財産ニ對ス

ル罪 官物ハ物
ニ間ハズ

所有貨物ニ對
シ種々ノ損害ヲ

與フル 竊盜ノ
罪ナリ

知ラヌヤウ他人
ノ所有物ヲヌス

ミト乘シテケツ

載シタル凡人ノ刑ニ照シニ等ヲ加フ但廢疾ニ致シタル者
ハ有期徒刑ニ處シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死
ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第三百六十四條 子孫其祖父母父母ニ對シ衣食ヲ供給セス
其他必要ナル奉養ヲ缺キタル者ハ十五日以上六月以下ノ
重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第三百六十五條 祖父母父母ニ對シタル殺傷ノ罪ハ特別ノ
宥恕及ヒ不論罪ノ例ヲ用フルヲ得ス但其犯ス時知ラザ
ル者ハ此限ニアラス

第二章 財産ニ對スル罪

第一節 竊盜ノ罪

第三百六十六條 人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト
爲シ二年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百六十七條 水火震災其他ノ變ニ乘シテ竊盜ヲ犯シタ

ミ牆壁カキ踰
越ル 損壞コ
ナロヤ 鎖鑰ヨ
アル 邸宅倉
ヘマ 邸宅倉
庫ヤシキ 携帶
マツサ 典物チ
ヘモチ 交付シ
モ 交付シ
署シヨク 命令
ツ 看守
粟菓 ヤサイク
穀物 金銀銅鉄
石炭等
生養 ヤシナロ
ソダテ

ル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス
第三百六十八條 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ
邸宅倉庫ニ入り竊盜ヲ犯シタル者ハ又前條ニ同シ
第三百六十九條 二人以上共ニ前三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ
各一等ヲ加フ
第三百七十條 兇器ヲ携帶シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り
竊盜ヲナシタル者ハ輕懲役ニ處ス
第三百七十一條 自己ノ所有物ト雖モ典物トシテ他人ニ交
付シ又ハ官署ノ命令ニ因リ他人ノ看守シタル時之ヲ竊取
シタル者ハ竊盜ヲ以テ論ス
第三百七十二條 田野ニ於テ穀類菜菓其他ノ產物ヲ竊取シ
タル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス
第三百七十三條 山林ニ於テ竹木礦物其他ノ產物ヲ竊取シ
又ハ川澤池沼湖海ニ於テ人ノ生養シ若クハ營業ニ關スル
產物ヲ竊取シタル者ハ又前條ニ同シ

牧場 サマク
牧畜 シナフ
祖父母云々
本條ニ掲グル祖
父母等ハ互ニ食
富休戚ヲ共ニス
ル者ナレハ互ニ
財物ヲ竊取シタ
ルトテ之ヲ盜犯
トシテ罰スヘカ
ラス且ツ法律ハ
一家内ノ隱事ニ
及ホサルヲ主
義トスレ
ハナリ
強取 シロテ
情狀 カラ

第三百七十四條 牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取シタル者ハ
二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス
第三百七十五條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未
ダ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス
第三百七十六條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處
ス者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス
第三百七十七條 祖父母父母夫妻子孫及ヒ其配偶者又ハ同
居ノ兄弟姉妹互ニ其財産ヲ竊取シタル者ハ竊盜ヲ以テ論
スルノ限ニ在ラス
若シ他人共ニ犯シテ財物ヲ分チタル者ハ竊盜ヲ以テ論ス
第二節 強盜ノ罪
第三百七十八條 人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取
シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ輕懲役ニ處ス
第三百七十九條 強盜左ニ記載シタル情狀アル者ハ一個毎
ニ一等ヲ加フ

攜帶 モツ

婦女ヲ強姦

人ノ財物ヲ強盜シ且ツ婦女ヲ強姦シタルハ其所行ノヨリ甚シキナシ故ニ強姦ノ已送未送ヲ問ハズ財物ヲ得ルト得ルトヲ論セ

刑 處ス 取還

トリス 臨時ノ

トリス 臨時ノ

トリス 臨時ノ

トリス 臨時ノ

トリス 臨時ノ

トリス 臨時ノ

トリス 臨時ノ

一二人以上共ニ犯シタル時

二兇器ヲ攜帶シテ犯シタル時

第三百八十條 強盜人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第三百八十一條 強盜婦女ヲ強姦シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百八十二條 竊盜財ヲ得テ其取還ヲ拒ク爲メ臨時暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第三百八十三條 藥酒等ヲ用ヒ人ヲ醉迷セシメ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論シ輕懲役ニ處ス

第三百八十四條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三節 遺失物埋藏物ニ關スル罪

第三百八十五條 遺失及ヒ漂流ノ物品ヲ拾得テ隱匿シ所有主ニ還付セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十一日以上三月

隱匿 カクシ

埋藏 ウツメ

家資分散 債

脱漏 ムカ

偽ノ債財 虚

增加 他人ト約

簿ヲ毀棄 ヤブル

ノ爲メ身代限

者其財産ヲ債主

ニ渡リル爲メ

詐偽或ハ種々ノ

所行ヲ爲シタル

罪ニ

家資分散

脱漏

偽ノ債財

增加

簿ヲ毀棄

以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上廿圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百八十六條 他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿シタル者ハ亦前條ニ同シ

第三百八十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ハ第三百七十七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

第四節 家資分散ニ關スル罪

第三百八十八條 家資分散ノ際其財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虚偽ノ債財ヲ増加シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス情ヲ知テ虚偽ノ契約ヲ承諾シ若クハ其媒介ヲ爲シタル者ハ一等ヲ減ス

第三百八十九條 家資分散ノ際簿ノ類ヲ藏匿毀棄シ若ハ分散決定ノ後債主中ノ一人又ハ數人ニ其負債ヲ私償ノ他ノ債主ヲ害シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪

第三百九十條 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ證書類

詐欺取財カ 他人ノ手段ヲ用ヒ
 他人ノ財物ヲ取
 リ又他人ヨリ預
 リタル財物ヲ勝
 手ニ取計フ
 タル罪ナリ
 欺罔人ヲダ 恐
 喝オドシ 騙取
 リソケル 騙取
 カタ 智慮淺
 薄チエノア 精
 神錯亂コハロ ノミダ
 ル授與ソマ 販
 賣ウ 交換カハ トリ
 ス 物質チ 變
 シトナス 類
 交付ソマ 動
 産手ニ持運ビ ノテキル品

ヲ騙取シタル者ハ詐欺取財ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
 因テ官私ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シタル者ハ偽造ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス
 第三百九十一條 幼者ノ智慮淺薄又ハ人ノ精神錯亂シタルニ乘シテ其財物若クハ證書類ヲ授與セシメタル者ハ詐偽取財ヲ以テ論ス
 第三百九十二條 物件ヲ販賣シ又ハ交換スルニ當リ其物質ヲ變シ若クハ分量ヲ偽テ人ニ交付シタル者ハ詐偽取財ヲ以テ論ス
 第三百九十三條 他人ノ動産不動産ヲ冒認シテ販賣交換シ又ハ抵當典物ト爲シタル者ハ詐偽取財ヲ以テ論ス
 自己ノ不動産ト雖モ己ニ抵當典物ト爲シタルヲ欺隱シテ他人ニ賣與シ又ハ重テテ抵當典物ト爲シタル者亦同シ
 第三百九十四條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

○遺失物賠償
明治十四年三

物不動態屋家 田畑山
 林等 冒認自 分
 ノモノ 典物チ
 欺隱ダマシ 受
 寄預リ 委託マ
 七額マ 費消ウ
 レタル 拐帶モ
 マフ テシ
 ゲニ
 贓物ニ關ス
 ル罪 總テ罪ナ
 タル財物ヲ指シ
 テ贓物ト云フ
 寄藏アツカリ
 テシマヒ

月以上二年以下ノ監視ニ付ス
 第三百九十五條 受寄ノ財物借用物又ハ典物其他委託ヲ受タル金額物件ヲ費消シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス若シ騙取拐帶其他詐欺ノ所爲有者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス
 第三百九十六條 自己ノ所有ニ係ト雖モ官署ヨリ差押タル物件ヲ藏匿脱漏シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス但家資分散ノ際此罪ヲ犯シタル者ハ第三百八十八條ノ例ニ照シテ處斷ス
 第三百九十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ未ダ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス
 第三百九十八條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者第三百七十七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス
 第六節 贓物ニ關スル罪
 第三百九十九條 竊盜ノ贓物ナルヲ知テ之ヲ受又ハ寄

ル義ニ付心
明治十四年五月
明得
七号達
事主ノ有無ニ
因テ証物ヲ區
處スル議ニ付
舊兵庫縣大書
記官原保太郎
ヨリ甲号ノ通
伺出候ニ付乙
号ノ通太政官
へ相問度内
号ノ通御裁令
相成候條爲心
得此旨相達候
事
甲号 駐金ナ
以テ購求セシ
物品分ノ儀
捕食所開物品
出所ニ事主乙
ガルニ於テ盗
購求セシ品ナ
犯ト明供シテ
百方捜索スル
モ跡ヲ得ズ
然レテ証物
テ購求セシ物

故意トツ 決
水ノ罪 惡意チ
ハミチ切テ崩シ
又ハ水ノ堰崩チ
毀テ一般ノ水害
ヲ起シタル罪
決潰 堤防チキ
リケツズ
水開 ル門ナリ
漂失 ナガ 鑛
坑 金銀銅鉄石
炭等ヲ掘ル
ナ 荒廢 アラス
便益 メンリ
利水 ノ
覆沒 フテチク
マツ 衝突 燈臺
等ヲ損壞シ船ヲ
ツキアタラス

第四百十一條 堤防ヲ決潰シ又ハ水開ヲ毀壞シテ人ノ住居
シタル家屋ヲ漂失シタル者ハ無期徒刑ニ處ス
若シ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ漂失シタル者ハ
重懲役ニ處ス

第四百十二條 堤防ヲ決潰シ水開ヲ毀壞シテ田圃鑛坑牧場
等ヲ荒廢シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第四百十三條 他人ノ便益ヲ損シ又ハ自己ノ便益ヲ圖ル爲
堤防ヲ決潰シ水開ヲ毀壞シ其他水利ヲ妨害シタル者ハ一
年以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上廿圓以下ノ罰金
ヲ附加ス

第四百十四條 過失ニ因テ水害ヲ起シタル者ハ失火ノ例ニ
照シテ處斷ス

第九節 船舶ヲ覆沒スル罪

第四百十五條 衝突其他ノ所爲ヲ以テ人ヲ乘載シタル船舶
ヲ覆沒シタル者ハ死刑ニ處ス但船中死亡ナキ時ハ無期徒

品事主乙某へ
賠償ノ爲メ警
察官ニ於テ下
シ本件事主分
明ナラサルト
キハ官沒ス可
キ裁有差掛タ
ル儀ニ付何出
候條至急何分
ノ御指揮有之
度候也

兵庫縣令
森岡昌純
代理
兵庫縣大
書記官原
保太郎
明治十三年十
一月二日
乙号 駐金チ
以テ購求セシ
物品分ノ儀
二付伺
兵庫縣大書記
官原保太郎ヨ
リ別紙ノ通達
犯其窃取シタ
ル金ヲ以テ購
求セシ物品ハ
事主アレンハ
察官限リ下渡
置キ事主不分

乘載セ 家屋
物品ヲ毀壞
シ官有私有ノ
別ナク家屋
建造物器物類
物件動物植物
害ス 人ノ家
屋云々人ノ住
間ハス官舎若
ハ空間房屋ヲ
ハザレバ其利
於テハ輕重アリ
其毀壞ニ大小
重ノ別アレハナ
リ 其他ノ建
造物 倉庫及ヒ
學校病院 裝
飾シバ井等
燈籠垣架 樊圍
橋置物等
竹木ヲ以テ柵
作リ人ノミタリ

刑ニ處ス

第四百十六條 前條ノ所爲ヲ以テ人ヲ乘載セサル船舶ヲ覆
沒シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪

第四百十七條 人ノ家屋其他ノ建造物ヲ毀壞シタル者ハ一
月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上五十圓以下ノ罰
金ヲ附加ス

因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重
キニ從テ處斷ス

第四百十八條 人ノ家屋ニ屬スル牆壁及ヒ園池ノ裝飾又ハ
田圃ノ樊圍牧場ノ柵欄ヲ毀壞シタル者ハ十一日以上三月
以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上廿圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十九條 人ノ稼穡木竹其他需用ノ植物ヲ毀損シタル
者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス又ハ三圓以上三
十圓以下ノ罰金ニ處ス

明ナルトキハ官没スヘキヤ
ノ盗金ヲ以テ
購求セシムル
ハ即チ正罪ト
ト同視ス可キ
者ニ付事主ニ
還給セサルハ
遺失ノ盗犯ト
得テ送附スル
逃亡スルハ其
贓品ノ送附ニ
付警察官限リ
ニ及ハサルニ
假令盗犯捕ニ
道テ其物品
就テ其詳細ト
代價ヲ詳記シ
盗犯未詳トシ
共ニ送附シテ
事主不明トシ
ルトキハ年問
其物品ヲ領置
シ仍ホ事主知
レサレハ官没
ハシテ然裁文
無テ付此段々
相伺候條早々
御指擲有之度
候也
中不二磨
司法卿田
キ

ニ入ル 柵欄ガ
ヲ防ク 五穀需
ミ稼橋ノ類需
用ノ植物 藥
野榮 經界 草
ノ類 經界 草
表シル 移轉ツ
ス 器物 他人ノ
ル動産 所持ス
ル動産 所持ス
以外ノ家畜
ニハトリ 犬 權
羊豚ノ類 權
利義務云々
動産不動産ノ買
買約定証書或ハ
金銀土地家作ノ
貸借約定書等ナ
リ 減尽 アトカ
キ

第四百二十條 土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ又ハ移
轉シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上
二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十一條 人ノ器物ヲ毀棄シタル者ハ十一日以上六
月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三圓以上卅圓以下ノ罰金ニ處
ス

第四百二十二條 人ノ牛馬ヲ殺シタル者ハ一月以上六月以
下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十三條 前條ニ記載シタル以外ノ家畜ヲ殺シタル
者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス但被害者ノ告訴ヲ
待テ其罪ヲ論ス

第四百二十四條 人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡
シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三
十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

明治十四年
四月十四日
太政大臣三
條實美殿
丙ノ號
何ノ趣ハ三年
ナ知レサレハ
主知レサレハ
官没スヘキ但
罪証ニ必要ナ
ラサル物件及
久シク難堪モ
ノハ時限ニ拘
ハラス公費シ
其代金ヲ領置
スルヲ得
○明治十四年
四月十八日
犯罪ニ因リ
得タル物件
取扱方
明治十五年
七月
月司法省丙第
二四號
犯罪ノ用ニ供
シ又ハ犯罪ニ
因リ得タル物
件ハ轉讓シテ
他人ノ手ニ在
リ及ヒ没スヘ
キモノ若クハ
證憑ノ爲メ官
ニ保存シ置ク
モノヲ除クノ
ル

違警罪 租額意
因テ犯
ス罪
拘留 トメ
料 罰金ト其性
質同シキモ
ノナレハ金高ニ
ヨリテ區別ス
遵守 シタガヒ
マモル
破裂 ハジ
市
街ヲ運搬
ア貯藏
烟火 ハナ
稠
密シテグタ
テツマル 烟
筒ケムリ 火竈
カマ 修理ツク
ド 督促
ノクイ 崩

第四百二十五條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以
下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ料科ニ
處ス

一規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品ヲ市街ニ
運搬シタル者

二規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品又ハ自ラ
火ヲ發ス可キ物品ヲ貯藏シタル者

三官許ヲ得スシテ烟火ヲ製造シ又ハ販賣シタル者

四人家稠密ノ場所ニ於テ濫ニ烟火其他火器ヲ玩ヒタル者

五蒸氣器械其他烟筒火竈ヲ建造修理シ及ヒ掃除スル規則
ニ違背シタル者

六官署ノ督促ヲ受ケテ崩壞セントスル家屋牆壁ノ修理ヲ
爲サ、ル者

七官許ヲ得スシテ死屍ヲ解剖シタル者

外ハ裁判官ノ
官ニ於テ實際
ノ便宜ニ因リ
其ノ處有テ
假令之ヲ下
シ置クニ得
ヘン此旨爲
得相違候事
○實澤取締方
明治十五年
四月十四日
号布告第六
刑罰法第百
二十五條第
二項
ニ明文有テ
其取締分ノ
從前ノ東京
ハ警視廳其
他地方官ヘ
委任ス

壊クツレコ解
割トキワ死屍
人ノシ 毆打チ
ガイ 創傷キズ
キ 密ニ賣淫 妓
ノ鑑札ヲ受ケズ
シテソット淫チ
賣ル 媒合ナカ
ナリ 容止 ナカヤド
ニテ淫チ
賣ルト 潜伏カ
キノ宿 業シゴト徘徊
アラ 埋葬シガ
ハ曲庇 オホ
メル 其罪証チ
カクスモノ 防

- 八自己ノ所有地内ニ死屍アルコトヲ知テ官署ニ申告セス又ハ他所ニ移シタル者
- 九人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラサル者
- 十密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ其媒合容止ヲ爲シタル者
- 十一人ノ住居セザル家屋内ニ潜伏シタル者
- 十二定リタル住居ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
- 十三官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬シタル者
- 十四違警罪ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ傷證シタル者但被告人偽證ノ爲メ刑ヲ免シタル時ハ第二百十九條ノ例ニ從フ
- 第四百二十六條 左ノ諸件ヲ犯タル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス
- 一人家ノ近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リニ火ヲ焚ク者
- 二水火其他ノ變ニ際シ官吏ヨリ防禦ス可キノ求メテ受ケ

○軍人夜中乘
馬
明治十五年四
月第二十二号
刑罰法第百二
十七條第二項

禦フセ 傍觀
ニテ 肯セサ
ル者チセヌ
熟十分ニミ 腐
敗クサレ 健康
シヤ 違背
危険アアナ
所ヘコミ 防圍
カコ 嚙ケル
驚逸 オドロキ
發狂 キノク 看
守パンチ 繫鎖
ツナグ 埋葬
クサリ 墓碑
メホフ 墓碑

- 傍觀シテ之ヲ肯セサル者
- 三不熱ノ菓物又ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣シタル者
- 四健康ヲ保護セル爲メ設ケタル規則又ハ傳染病豫防規則ニ違背シタル者
- 五人ノ通行ス可キ場所ニアル危険ノ井溝其他凹所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サ、ル者
- 六路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嚙シ又ハ驚逸セシメタル者
- 七發狂人ノ看守チ怠リ路上ニ徘徊セシメタル者
- 八狂犬猛獸等ノ繫鎖チ怠リ路上ニ放チタル者
- 九變死人ノ檢視ヲ受ケスシテ埋葬シタル者
- 十墓碑及ヒ路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚瀆シタル者
- 十一神祠佛堂其他公ノ健造物ヲ汚損シタル者
- 十二公然人ヲ罵詈嘲弄シタル者但訴テ待テ其罪ヲ論ス
- 第四百二十七條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ廿錢以上一圓廿五錢以下ノ科料ニ處

夜中燈火ナク
シテ車馬ヲ疾
驅スルモ人
有之候處軍
制服ヲ着用
馬ノ限リニ
右ノ限リニ
之候條此旨
違候事相

汚瀆ケガ馬
罵
言ノ嘲弄ナ
アリモア
疾驅ハ
ケル
群集
堆積
圍カコ
瓦礫
園圍
擲
棄擲
穢物
察ノ規則
焚所ハ品留
人

- 一 濫リコ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
- 二 制止ヲ肯セス人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽キタル者
- 三 夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅スル者
- 四 木石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス又ハ標識ノ點燈ヲ怠リタル者
- 五 瓦礫ヲ道路家屋園圍ニ投擲シタル者
- 六 禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ又ハ取除カサル者
- 七 汚穢物ヲ道路家屋園圍ニ投擲シタル者
- 八 警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ爲シタル者
- 九 醫師穩婆事故ナクシテ急病人ノ招キニ應セサル者
- 十 死亡ノ申告ヲ爲サスシテ埋葬シタル者
- 十一 流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑シタル者
- 十二 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ人ヲ惑ハス

受宿旅人宿寄セ
席揚弓店等ノ規
制アルモ
流言
浮説
フヲ
誑惑
マド
ハス
吉凶禍
福
ト筮觀相又
ハ佛ノ夢
想等ト詐稱シテ
人ノ運命ヲ説ク
符呪
守札
榎
シラ
床店
ダシ
常燈
ミセ
ケルト
モシ
ヤ
榜示
立テ
ラ
指導標
アン
ナイ
官署
シ
リ
價額
云々

- ナ利ヲ圖ル者
 - 十三 私有地外へ濫ニ家屋牆壁ヲ設ケ又ハ軒楹ヲ出タル者
 - 十四 官許ヲ得スシテ路傍河岸ニ床店等ヲ開キタル者
 - 十五 路上ノ植木市街ノ常燈及ヒ圃場等ヲ毀損シタル者
 - 十六 道路橋梁其他ノ場所ニ榜示シタル通行禁止及ヒ指導標ノ類ヲ毀棄汚損シタル者
- 第四百二十八條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留ニ處シ又ハ十錢以上一圓以下ノ科料ニ處ス
- 一 官署ヨリ價額ヲ定タル物品ヲ定價以上ニ販賣シタル者
 - 二 渡船橋梁其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取リ又ハ故ナク通行ヲ妨ケタル者
 - 三 渡船橋梁其他通行錢ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定價ヲ出サスシテ通行シタル者
 - 四 路上ニ於テ賭博ニ類スル商樂ヲ爲シタル者
 - 五 官許ヲ得スシテ劇場其他觀物場ヲ開キ及ヒ其規則ニ違

訴訟用紙証券
印紙界紙及郵便
類切手ノ劇場
シバ 溝渠下
水ヲ毀損シ
衛生ニ害アリ官
署ヲ督促セ
テ羅列ナル刺
文スミレ
解放トキハ舟
筏ヲ子イ
筏カダ
堆積タカク
ツム

背シタル者
六溝渠下水ヲ毀損シ又ハ官署ノ督促ヲ受ケテ溝渠下水ヲ浚ハサル者
七制止ヲ肯セスシテ路傍ニ食物其他ノ商品ヲ羅列シタル者
八官許ヲ得スシテ獸類ヲ官有地ニ放テ牧畜シタル者
九身體ニ刺文ヲ爲シ及ヒ之ヲ業トスル者
十他人ノ繫キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放シタル者
十一他人ノ繫キタル舟筏ヲ解放シタル者
第四百二十九條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス
一橋梁又ハ堤防ノ害ト爲ル可キ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者
二牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タヘ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
三車馬ヲ並ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲シタル者

妨害 タゲ
塵芥チリア遊
戲ハムル 忽
ニナゲヤリニ
シテオク
酩酊 エロ
噪ヤカマ 醉臥
エロテ
招牌 カン
榜標 フダ

四水路ニ於テ舟ヲ並ヘ通船ノ妨害ヲ爲シタル者
五氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄シタル者
六官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サ、ル者
七制止ヲ肯セスシテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
八牛馬ヲ牽キ又ハ繫クヲ忽カセニシテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
九出入ヲ禁止シタル場所ニ澄リニ出入シタル者
十通行禁止ノ榜示ヲ犯シテ通行シタル者
十一道路ニ於テ放歌高聲ヲ發シテ制止ヲ肯セサル者
十二酩酊シテ路上ニ喧噪シ又ハ醉臥シタル者
十三路上ノ常燈ヲ消シタル者
十四人家ノ牆壁ニ貼紙及ヒ樂書シタル者
十五邸宅ノ番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ貼紙其他報告ノ榜標等ヲ毀損シタル者

園園ノノハ探

折トリ公園

ノ規則折ル可

カラス或ハ魚鳥

チ捕ル可カラス

等ノ規前數條

則ナリ前數條

云々本條ハ第

五條ヨリ第四百

廿九條マデノ五

條ニ記載シタル

諸件ノ外乃各地

方ノ便宜ニヨリ

其條件ヲ定ムル

者ハ別ニ其規則

ニ從フテ處斷ス

ルナ

云フ

十六他人ノ田野園圍ニ於テ菜菓ヲ採食シ又ハ花卉ヲ採折

シタル者

十七公園ノ規則ヲ犯シタル者

十八通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入タル者

第四百三十條 前數條ニ記載スルノ外各地方ノ便宜ニヨリ

定ムル所ノ違警罪ヲ犯シタル者ハ其罰則ニ從テ處斷ス

第一章 刑法第十二條

ヨリ第三十條マ

デノ主刑處分ニ

付其執行ヲ明細

ニセシモノ

刑場 死刑ヲ行

囚人 ヲビト 告

示 死刑ヲ決

行 ヲナフ 警

戒 シメ 嚴 キビ

關 スル ハル

始末書 ヲケ

署名メイン 捺

印 印ヲ

元始祭 三月

孝明天皇祭

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑ハ其執行ヲ爲ス裁判所ノ檢察官書記及ヒ典獄

刑場ニ立會典獄ヨリ囚人ニ死刑ヲ執行スベキヲ告示シ

タル後押丁ヲシテ之ヲ決行セシム但其期限ハ午前十時前

トス

第二條 死刑ヲ行フ時ハ刑場ノ警戒ヲ嚴ニシ執行ニ關スル

者ノ外刑場ニ入ルコトヲ許サス但立會官吏ノ許可ヲ得タル

者ハ此限ニ在ラス

第三條 死刑ノ執行畢タル時ハ書記其始末書ヲ作り立會チ

爲シタル官吏ト共ニ署名捺印シ之ヲ裁判所ノ檢事局ニ納

可シ

第四條 左ニ記載シタル日ハ死刑ヲ行フコトヲ禁ス

元始祭

孝明天皇祭

タル 輾轉シテ他人ノ手ニ在ル時ハ被害者ノ請求
 モノ假令ハ甲ヨ
 ハルニニ譲渡スル
 リ丙ニ譲渡スル
 等ヲ請求モト
 云フ 公商 衣類ハ
 ム 古手商
 ノ取扱フヘキモ
 ノ書類ハ書林ノ
 取扱フヘキ 拒
 モノ如シ
 ムシヨウ轉償
 ムチセメ轉償
 カハリノシナヌ
 ハ原價ナインサ
 ス 典物モツ
 ル 交換 他ノ品物
 トカヘル
 コ 現在者ノ手
 ニア典主 オキ
 ルニ識別 ミワケ
 シ 所在アリ 賠償
 ナツテ

スト雖モ若シ輾轉シテ他人ノ手ニ在ル時ハ被害者ノ請求
 ニ因リ還給セシムル者トス
 第五十五條 贓物輾轉シテ他人ノ手ニ在ル時公商ニ因リ買
 取シタル物品ハ其公商若シクハ被害者ヨリ買取者ニ原價
 ナ償ハザレハ直チニ還給セシムルヲ得ス
 若シ公商ニ由ラスシテ買取シタル物品ハ其還給ヲ拒ム
 ナ得ス但其買取者ハ賣者ニ對シ轉償ヲ求ムルヲ得
 第五十六條 贓物ヲ受ケ又ハ典物トシテ受取タル者其贓物
 現在スル時ハ還給ヲ拒ムヲ得ス但典物トシテ受取タル
 者ハ 主ニ對シ轉償ヲ求ムルヲ得
 第五十七條 贓物交換シテ現在スル時ハ公商ニ由ルト否ト
 ナ區別シ第五十五條ノ例ニ從テ處分ス可シ
 第五十八條 贓物己ニ費用シタル時又ハ識別ス可カラサル
 時又ハ其所在ノ知レサル時ハ損害ノ賠償ヲ請求スルヲ得

名譽 殺
 傷 人チコロシ
 キズツシ

第五十九條 人ノ名譽若クハ殺傷ニ關シタル損害其他犯罪
 ノ爲メ現ニ生シタル損害ハ其賠償ヲ請求スルヲ得但失
 火ハ此限ニ在ラス

民事裁判所
 云々 新ニ民事
 裁判所ヘ
 請求ノ訴チナサ
 ザバナラメナリ
 是レ刑事裁判所
 ハ犯罪者ノ裁判
 所ニシテ損害ニ
 關スルハ民事
 裁判所ニ關スル
 ナリテナリ
 程式
 テツキ
 キナリ

第六十條 贓物ノ還給損害ノ賠償ハ其犯罪ヲ審判スル刑事
 裁判所ニ請求スルヲ得若シ其審判己ニ終リタル後ハ民事
 裁判所ニ非ヤレハ之ヲ請求スルヲ得ス

第六十一條 刑事裁判所ニ於テ贓物ノ還給損害ノ賠償ヲ請
 求スル者ハ通常ノ文書又ハ言語ヲ以テ之ヲ爲スヲ得其
 民事裁判所ニ請求スル者ハ民事訴訟ノ程式ニ從フ可シ

第六十二條 贓物ノ還給損害ノ賠償ハ本犯死スル時ハ其相
 續人ニ對シ之ヲ要求スルヲ得

第六十三條 贓物ノ還給損害賠償ノ宣告ヲ受ケタル者還給
 賠償セサル時ハ被害者ヨリ更ニ民事裁判所ニ身代限ノ處
 分ヲ請求スルヲ得

第六十三條 贓物ノ還給損害賠償ノ宣告ヲ受ケタル者還給
 賠償セサル時ハ被害者ヨリ更ニ民事裁判所ニ身代限ノ處
 分ヲ請求スルヲ得

朕刑事訴訟法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年十月六日

農商務大臣	文部大臣	海軍大臣	外務大臣	遞信大臣	陸軍大臣	大藏大臣	司法大臣	內務大臣	內閣總理大臣
陸奧宗光	芳川顯正	子爵樺山資紀	子爵青木周藏	伯爵後藤象二郎	伯爵大山巖	伯爵松方正義	伯爵山田顯義	伯爵西鄉從道	伯爵山縣有朋

刑事訴訟法目錄

第一編 總則

第二章 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避

第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審

第一章 捜査

第一節 告訴及ヒ告發

第二節 現行犯罪

第二章 起訴

第三章 豫審

第一節 令狀

第二節 密室監禁

第三節 證據

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第五節 檢證、捜索及ヒ物件差押

第六節 證人訊問

第七節 鑑定

第八節 現行犯ノ豫審

第九節 保釋

第十節 豫審終結

第四編 公判

第一章 通則

第二章 區裁判所公判

第三章 地方裁判所公判

第五編 上訴

第一章 通則

第二章 控訴

第三章 上告

第四章 抗告

第六編 再審

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第八編 裁判執行、復権及ビ特赦

第一章 裁判執行

第二章 復権

第三章 特赦

附則

刑事訴訟法目錄畢

證頭註釋

刑事訴訟法 訴訟法ニアリ
民事訴訟法ニ對シテ名ク即チ刑事
ニ關スル一切ノ訴訟手續ノ規定ナリ

第一條 公訴トハ公ケノ訴ニ
テ檢事ノ之ヲ行フモ
ノナリ即チ此公訴ヲ起スハ社會
ノ公益ヲ害スル罪ヲ犯ス者アル
トハ法律ノ不問ニ置クヘキモノ
ニアラサルヲ以テ檢事之ヲ公訴
スルモ 証明 シヤウコ適用テ
モチ
第二條 私訴トハ公訴ニ對シ
テ云フ即チ檢事ノ起
訴スル者ニアラスシテ民法ノ定
ムル所ニ從ヒ被害者之ヲ爲ス
賠償ツグク贖物ヌスマレ返還
被害者ニ
カヘス
第三條 公訴ハ被害者ガ告訴
セズトモ檢事之ヲ行
フモノニシテ告訴セズ私訴セズ
トモ公訴ハ之ヲ爲スナリ即チ強

證頭傍訓刑事訴訟法

福井淳著

刑事訴訟法

第一編 總則

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トス
ルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ
第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贖物ノ返
還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス
第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴
ノ私訴ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特
ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス
第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審
ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコ
トヲ得

刑事訴訟法目錄畢

第一章 通則

第二章 控訴

第三章 上告

第四章 抗告

第六編 再審

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第八編 裁判執行、復権及ビ特赦

第一章 裁判執行

第二章 復権

第三章 特赦

附則

證頭註釋

刑事訴訟法

訴訟法ニアリ

刑事訴訟法ナリ刑事訴訟法トハ民事訴訟法ニ對シテ名ク即チ刑事ニ關スル一切ノ訴訟手續ノ規定ナリ

第一條

公訴トハ公ケテ起スルノナリ即チ此公訴ヲ起スルハ社會ノ公益ヲ害スル罪ヲ犯ス者アルニテ法律ノ不問ニ置クヘキモノニアラサルヲ以テ檢事之ヲ公訴スルモ證明シヤウコ適用テモナリ

第二條

私訴トハ公訴ニ對シテ云フ即チ檢事ノ起訴スル者ニアラスシテ民法ノ定ムル所ニ從ヒ被害者之ヲ爲ス賠償ツグ贖物メスマレ返還スル者ニカヘス

第三條

公訴ハ被害者ガ告訴セストモ檢事之ヲ行フモノニシテ告訴セズ私訴セズトモ公訴ハ之ヲ爲スナリ即チ強

證頭傍訓刑事訴訟法

福井淳著

刑事訴訟法

第一編 總則

第一條

公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

第二條

私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贖物ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條

公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

第四條

私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

窃盗殺人罪放火罪國事犯等ノ如キハ別ニ告訴ヲ待ツニ及ハズ
 抛棄 ナゲリキハコトナリ
 減キニ特ニ定メタルニ於テ別段ニ告訴ヲ待ツヘシト定メタルコト即チ強姦罪、侮辱罪等ノ如キ本人ノ却テ名譽ヲ汚スカメテ公訴ナリ
 附帶公訴ノ本案 第三者者トハ被害者ニ關シテマシハリク係アル者ナリ
 第五條 免訴トハ豫審ト公判ニ於テ言渡スモノ
 無罪 公判庭ニ於テノ言渡スモノ
 妨害 被告人免訴又ハ言渡ス言渡シテ受ケタルモ被害者ガ賠償返還ヲ要ムルコトガテキメ

第三者ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコトヲ得
 第五條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償、返還ヲ要ムル妨礙ト爲ルコトナカル可シ
 第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス
 第一 被告人ノ死去
 第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ抛棄
 第三 確定判決
 第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止
 第五 大赦
 第六 時効
 第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス
 第一 抛棄又ハ和解
 第二 確定判決

ト云フナ
 第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス
 第一 被告人ノ死去シタルハ犯罪人ニ對シテ罪ノ間フヘキナケレハナリ
 第二 告訴ヲ待テ受ケタルモ被害者ガ賠償返還ヲ要ムルコトガテキメ
 第三 重罪ハ十年
 第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セシメテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス
 第十條 公訴、私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス
 第十一條 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

第七條 木條ハ私訴ヲ爲ス權ハ消滅スル場合ヲ定ムルナリ私訴ハ其權利ヲ抛棄又ハナイサイシタルハ及ヒ確定判決ト時効ニ和解ナイ
 第八條 本條ハ公訴ノ時効ノナリタツ經過スルルナリ成就タツ經過スル
 第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セシメテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス
 第十條 公訴、私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス
 第十一條 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

第九條 本條ハ私訴ノ時効ノ
 一ヲ規定ス私訴ノ時効ハ被害者
 無能力ナルト又ハ公訴ニ附帯セ
 スシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖
 モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス
 ルナリ **附帯** 犯罪ヲ取調中未タ審
 判中へ私訴 民法ニ定メタ
 ラナス

第十條 繼續犯罪トハ即時犯
 多少ノ時間ヲ經シ一犯罪事件ヲ
 ロキツキテ成リ立ツ性質ノモ
 ノチ **最終** モツトモ **起算** カン
 ヲハリ

第十一條 中斷トハ中途ニシ
 テ其期間ヲキリテ
 新タニスル **正犯** 首タル犯 **從
 犯** 首タル犯罪ニ從ヒテサシツ
 ヲ受ケテツカハレ又ハ手助
 ケラスル **民事擔當人** トハ四
 ヲ云フ

時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手
 續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

第十二條 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ
 因リ無効ニ屬スルトキハ時効ノ經過ヲ中斷スル效ナカル
 可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スル
 トキハ此限ニ在ラス

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於
 テ其訴訟ノ原由告訴人、告發人又ハ民事原告人ノ惡意若
 グハ重過失ニ出テタルトキハ是等ノ者ニ對シ損害ノ償ヲ
 要ムルコトヲ得

被告人刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人、告發人又ハ民
 事原告人ヨリ惡意若クハ重過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過實
 ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ

民事原告人上訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ
 因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

一未成年者ノ父母若シクハ同居
 ノ親屬ニシテ監督ヲ爲ス者第二
 白痴瘋癲人ノ保管者第三夫
 タル者第四ハ雇主ヲ云フ

第十二條 時効ノ中斷ハ裁判
 ノ手續全タカラサ
 レハ其中斷ノ效ナキモノトス併
 シ裁判所ノ管轄違ニテ其手續モ
 無効トナルト
 キハ各別ナリ

第十三條 免訴又ハ無罪ノ言
 渡ヲ受ケタルモ告
 訴人告發人ニ於テ惡意ト重過失
 ニアラサルトキハ損害ノ要償ヲ
 拒ムコトヲ **被告人刑ノ言渡**
 得ヘシ

云々 被告人假令ヒ犯罪アリト
 モ法律ニ明文ナキヲ以テ
 其罪ヲ免レ又ハ罪スヘキ証迹ナ
 シトノ言據ヲ受ケタルトキニ於テ
 ト云フ **過失** 人アリテ誤リテ他
 ナリ 被害者ノ相續人ハ故殺又ハ謀殺
 ノ罪ヲ以テ被告人ヲ告訴スルコ
 惡意 トハ故意ト同シ他人ヲ
 アシキコトナリ **民事原告人**
 以テスルコトナリ **私訴ノ本
 案** 告訴人
 ヲナス者

刑事訴訟法

要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之
 ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ判事、檢事、
 裁判所書記、執達吏、司法警察官又ハ巡查、憲兵卒ニ對シ
 要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス但是等ノ官吏被告人ニ對シ故
 意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場
 合ハ此限ニ在ラス

第十五條 此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモ
 ノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス
 若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入ス可カラズ但
 時効ノ期間ハ此限ニ在ラス

一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日
 ナリテシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十六條 此法律ニ定メタル期間ニハ海陸路八里毎ニ一日
 ノ猶豫ヲ加フ八里ニ滿サルモノト雖モ三里以上ナルトキ

第十四條

被告人無罪ノ言渡

ヲ受ケタリトモ審

テ被リシ者ハ此免罪無罪ニヨリ

テ賠償返還ガ消滅スベキモノニ

加ヘタルハ此限ニアラス

第十五條

曆ニ從フトハ歳月

ノ日數ヲ以テ一年トシ本年十月

十五日ヨリ翌年十月十四日マデ

ナシ

第十六條

八里ヨリハ一日ノ

ノ猶豫ヲ加フ三里

以上モ亦同シトス

特ニ附加

期限

ベツダンニ定メテ

第十七條

訴訟ヲ爲スニハ此

限ニ必スナスヘシ若シ期限ヲ

ギタレハ出訴スルモ其效ナシト

スル特別ノ場合

出訴スヘキ

アヒ出訴ノ機ヲ失

フタル時ヲ云フ

第十八條

訴訟關係人ハ成ル

ヘク裁判所々在ノ

地ニ住スヘキモ其地ニ住居ナキ

ハ假住居ヲ定メ其旨ヲ裁判所

ニ届出ツヘシ否ラサルトキハ書

類送達ノ事ニツキ異議ヲ申立ツ

ルコト得ス

第十九條

別ニ規定シタルト

キトハ第十九條以

下第八十六條マデノ規

定ノ如キヲ云フナリ

第二十條

官吏トハ裁判官其

トハ公証人執達吏等ニシテ官吏

ニアラス人民ニアラサル者ニシ

テ公正証書 所屬官署

其官署

ヲ作ル者

シヨナリ

毎葉一枚

亦同シ

島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ定ム

ルコトヲ得

第十七條

此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期間ヲ

經過シタルトキハ特別ノ場合ヲ除ク外其訴訟ヲ爲ス權ヲ

失フ可シ

第十八條

訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ

其地ニ假住所ヲ定メ裁判所ニ届出ツ可シ否ラサルトキハ

書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條

書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラサルト

キハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十條

官吏、公吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署、公署ノ

印ヲ用ヒ年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契

印ス可シ若シ官署、公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合

ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其

書類ノ效ナカル可シ

官吏、公吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニハ本人自ラ署名

捺印ス可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ官吏、

公吏ノ面前ニ於テ作リタル場合ヲ除ク外立會人代署シ其

事由ヲ記載ス可シ

第二十一條

官吏其他何人ニ限ラス訴訟ニ關スル書類ノ原

本、正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラズ若

シ挿入、削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印ス可シ

文字ヲ削除スルトキハ之ヲ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數

ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ效ナ

カル可シ

第二十二條

此法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ亦之ヲ適用

ス

頒布以前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カサルトキ

ハ其效アリトス

變更増減 シヘタリフヤ

第二十二條 此法律ノ頒布
ル罪ト雖モ此法律ヲ以テ當時ノ
ナ適用シ處罰スルナリ

法律 現今ノ刑治
第二十三條 實律ノ如キ性
ナ以テ處斷スヘキ者
ニ適用フヘカラス

第二十四條 本條ハ此法律
ニ於テ親屬ト
稱スル者ヲ規
定スルナリ

第二十五條 犯罪ノ種類ト
ハ常車犯罪事
犯ノ二種 數箇ノ犯罪 一人ニ
ニ分ツ

治安裁判所ヨリハ始審ヲ云
ヒ始審ヨリ控訴ヲ云フナリ
併
セテ 數箇ノ犯罪一所ニ
シテト云フコト

第二十六條 同等ノ裁判所
三様ノ等級アリ等級異ナレハ權
義モ從フテ異ナリ然レモ同等ノ

第二十三條 此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分ス可
キ者ニ適用スルコトヲ得ス

第二十四條 此法律ニ於テ親屬ト稱スルハ刑法第百十四條
第百十五條ノ規定ニ從フ

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

第二十五條 犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構
成法ノ規定ニ從フ

管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ
對シ訴アリタルトキハ上級ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス

第二十六條 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所
在ノ地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス

第二十七條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニ
テ最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナ
リトス

第二十八條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナ
リトス

數箇ノ裁判所ヲ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニ
テ最初豫審又ハ公判ニ着手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナ
リトス

裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ
付テハ其正犯、從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハス大審院ニ於テ
之ヲ管轄ス

第二十九條 外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處斷
ス可キモノニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ
逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送致
シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地
ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十條 海船内ノ犯罪ニ付テハ定繫港又ハ犯罪後最初

裁判所ニ於テハ其ノ公訴ヲ取扱
フニ犯罪ノ地ニ屬スル所ヲ以テ
裁判區域ヲ定メ犯罪ノ地ノ地
ノ裁判所ヲ以テ管轄セシムルハ
ハ証據ヲ得易ク其他裁判上ニ便
宜ヲ得ルヲ多
キヲ以テナリ

第二十七條 本條ハ前條ト異
シタル罪ガ數箇ノ裁判所ノ管轄
ナル場合ヲ規定スルナリ即チ管
轄境中央ニ於テ犯罪シ
タル如キヲ云フナリ

第二十八條 從犯ト正犯ト其
ニシテ且ツ同一事ナレハ其裁判
ノ管轄モ亦同一ナリ而シテ管轄
モ數箇ノ裁判所ニ屬シ正犯者モ
數名アルトキハ其中ニテ第一ニ
豫審又ハ公判ニ着手シタル裁
判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第二十九條 曾其國ニ在ル者
サルヘカラス故ニ外國人タリト
モ我國ニ在テハ我國法ヲ守ルヘ
キハ是レ東西古今ノ通則ナリ又
外國ニ在ルモ內國人ハ自國ノ法
律ニ循フヘキハ國民タル者ノ通
義ナレハ若シ外國ニ於テ犯罪シ

スハ亦自國ノ法律ヲ以テ之ヲ刑スヘキナリ本條ハ即チ此場合ノ犯罪ニ付キ其裁判管轄ヲ定メシナリ已ニ裁判管轄ノ規則アルニ於テハ外國ニ在ル者タリハ國法ヲ犯スハ刑法ヲ以テ罰スルノ法意タル

第三十條 海船内トハスベテ航海スル船内ニテ犯罪タル定緊港トハサザマリナシテ定緊港トハサザマリナシテ港ナリ

第三十一條 本條ハ管轄裁判所ノ定メガタキ場合ニ其定メ方ヲ申請スル規定ヲ示シタル也

第三十二條 本條ハ管轄裁判所ノ指定ニ付テ申請ヲ爲スハ檢察其他訴訟關係人ヨリモ之ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ヲ定メ

第三十三條 本條ハ管轄裁判所ノ指定ニ付テ申請ヲ爲サントスル者ノ手續ヲ規定ス

第三十四條 犯罪ノ性質ト殺人犯監獄ト

ニ著船セヨル地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十一條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決定ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ規定ニ從フ

第三十二條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢察其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出スコトヲ得

第三十四條 犯罪ノ性質、被告人ノ身分、員數、地方ノ民心其他重大ナル事情ニ由リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐れアルトキハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ

移スコトヲ得

第三十五條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ大審院檢察總長ヨリ其院ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐れアルトキハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十七條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ管轄裁判所ノ檢察其他訴訟關係人ヨリ上級裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ヲ爲スニハ其趣意書ニ通テ原裁判所ニ差出スコトヲ得

速ニ

ハ

ハ

云フコトハ皇族地方ノ士族平民等ノコトヲ云フ

民心 其土地ノ民情 其他重大ナル事情云々

キ民情ニ適セズ其裁判ニ對シ一揆等ヲ起シ紛擾スル危險ノ恐れアルハ公安ヲ害スルヲ以テ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十五條 公安ノ爲メトハニヨリ公安ヲ計リ裁判管轄ヲ移ス申請ノ方法ヲ規定シタルモノナリ

訴訟關係人ノ申立云々

大審院ニ於テハ訴訟關係人ノ事情ノ如何ニ拘ハラス其申請ヲ決定スヘシトスル

第三十六條 被告人ノ身分ト皇族平民等トハ皇族士族平民等ヲ云フ地方ノ民心民心ハ地方ニヨリ異ナルモノナレハ一地方ノ民心ニ適スルモノ一方ノ民心ニハ適セザルコトヲ云フ又ハ

第四十一條 判事カ法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラル、場合ト偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑ヒアル場合ニ於テハ檢察其他訴訟關係人ヨリ之レヲ回避スルコトヲ得ル
偏頗 イコヒ 情況 モヨウノコト
ヒイキチナスノ
モヨウガミエル

第四十二條 本條ハ回避ノ申立及ヒ其裁判ヲ爲スニ付テハ民事訴訟法第三十四條乃至第三十八條ノ規定ニ從フコトヲ定メ
タルナリ

第四十三條 回避ノ申立アリタルトキハ公判ニ取掛リタルハ其議論ヲ中止ス可シトス豫審ヲ爲スハ申立テハヤハリ其處分ヲ引續キテ爲スヘシ尤モ急遽ヲ要セサル案件ニ付テハ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

第四十四條 判事自ラ除斥セラルヘキ原由アルコトヲ知りタルハ又ハ回避スヘキ者ト思料シタルトキハ回避ノ申請ノ管轄裁判所ニ回避ノ申立ヲ受ケタル裁判所ハ其申立ヲ裁

其裁判所ニ於テハ回避ノ申立ヲ裁判ス可シ

第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス可シ
第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審
第一章 捜査

第四十六條 檢察ハ後ニ記載シタル告訴、告發現行犯其他ノ原由ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ其證據及ヒ犯人ヲ捜査ス可シ

第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付キ地方裁判所檢察ト同一ノ權ヲ有ス但東京府知事ハ此限ニ在ラズ
左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢察ノ補佐トシテ其指揮ヲ受テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査ス可シ

- 第一 警視警部長、警部、警部補
- 第二 憲兵將校、下士

判事ヘ
シトス

第四十五條 裁判所書記モ原由アルハ裁判上公平ヲ得ルコト能ハス故ニ判事ノ如ク書記ニモ本章ノ規定ヲモテ
ユルモノトス

第三編 犯罪ノ捜査起訴
及豫審 捜査トハ犯罪者アルハ其ルヲ起訴ハ現行犯其ハ罪証アルハ公訴ヲ起スヲニヒ公訴ヲ起シタルハシテシラベ
ニカハルモノナリ

第一章 捜査

第四十六條 犯罪ヲサガスニ其他犯罪者ノモヨウアルカヲ認メ知リタルハ又ハ犯罪アリト思料シタルハ其證據ト
其犯人ヲサガスヘシ

第四十七條 司法警察官ハ其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲサガシ地方裁判所檢察同一權利ガ

第三 島司
第四 郡長
第五 林務官
第六 市町村長

第四十八條 海船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ可シ
第一節 告訴及ヒ告發

第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ檢察又ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得
司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ違警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場合ヲ除ク外速ニ其書類ヲ管轄裁判所ノ檢察ニ送致ス可シ

第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立ツ可シ

アリ補佐タス 指揮ツ
第四十八條 海船内ノ犯罪ニ
法警察ノ職務ヲ
行フモノトス

第四十九條 告訴トハ現行ア
ル場合ニテハ現行
レハ之ヲ爲ス能ハス現行犯トハ
現ニ行ヒタルトキ又ハ現ニ終リ
タル後ニ發覺シタルトキ云フ告發
トハ犯罪アリト雖モ人未ダ之ヲ
知ラザルニテハ其事件小ナルヲ
地トハ違警罪ハ其事件小ナルヲ
以テ被告人逃亡シテ他管ニ在ル
ト少シ故ニ犯罪ノミヲ以テ其告
訴ヲ受クヘキ
所轄ヲ定ム

第五十條 告訴人ハ何人ニ限
ラズ重罪輕罪ニ付
キ損害ヲ蒙リタル時ハ之ヲ豫審
判事ニ訴フヘシ然レモ其告訴ハ
成ル可ク罪迹ヲ証據タルヘキモ
ト見合セトナルヘキ事物ヲ申
立ツ

第五十一條 告訴ハ書面ヲ以
テナスヘキモノ
トス然レトモ場合ニヨリテハ口
述ヲ以テ之ヲ爲スコトモテキル

第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之
ヲ爲ス可シ

又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其告訴ヲ受ケタル
官吏ハ調書ヲ作り告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印ス
可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ
附記ス可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコト
ヲ認知シ又ハ犯罪アルト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ
行フ地ノ檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ
成ル可ク證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラズ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪
アリト思料シタルトキハ第五十條第五十一條ノ規定ニ從
ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告
發スルコトヲ得

告發ヲ受ケタル司法警察官ハ第四十九條ノ規定ニ從ヒ其
處分ヲ爲ス可シ

第五十四條 告訴、告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ
得但第五十二條ノ場合ハ此限ニ在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第五十五條 告訴、告發ハ其取下ヲ爲シ又ハ其申立ヲ變更
スルコトヲ得此場合ト雖モ第十三條ノ規定ニ從ヒ被告人
ニ要價ノ訴ヲ受クルコトアル可シ

第二節 現行犯罪

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル
際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

- 第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラルルトキ
- 第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帯シ又ハ身體、被服ニ
顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ

モノトス其告訴ヲ受ケタル官吏
ハ其告訴ニ因リ調書ヲ作り告訴
人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印
スヘシ若シ告訴人ノ署名捺印ス
ルコト能ハサルトキハ其旨ヲ
書面ニカキテハルモノトス

第五十二條 官吏ハ其職務ヲ
行フ際ニ犯罪アル
ルコトヲ發見ストハ稅吏ガ酒造ル
檢査ヲ爲ストキ免許外ノ額ヲ酒
造アルヲ發見シタルトキ又ハ速
トキ場合ナリ此等ノ場合ニハ速
ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發
スルモノトス其告發ハ官吏
ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之
ヲ爲シ成ルベク證據トナルヘキ
事物ヲ添ヘテ差出スヘシ認知ト
ハミトメ知ルト思料トハオモヒ
ルハカ

第五十三條 前條ハ官吏公吏
ノ職務上ナル告
發ニ付キ規定シタルシガ本條ハ
何人ニ限ラズ犯罪アルコトヲミ
トメ知ルトキ又ハ犯罪アリト思
料シタルトキハ其所在ノ地若ク
ハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察
官ニ告發スルコトヲ得ルモノトス

第五十四條 告訴告發ハ本八
必ス爲スヘキモノ

ノニアラス代人委任シテ之ヲ爲
スヲ得ルナリ法律上代理人ト
ハ第一未成年者ハ父母又ハ親屬
後見人第二夫タル者第三自衛
職人ノ保管者第四治産ノ禁ヲ
受ケタル者ノ財産管理人ナリ

第五十五條 一旦告訴發シテ
爲シタルトモ之
ヲ取下ケ又ハ變更スルコトヲ得
ルモノトス故ニ之ヲ取下ケ又ハ其
申立ヲ變更セシトスルハ之ヲ
爲スヘシ而シテ取下ケ爲シタル
トキハ被告人ハ第十三條ノ規定
ニヨリ損害賠償ノ訴ヲナスコトヲ
得

第五十六條 現行犯罪トハ現
又ハ現ニ行ヒ終リタル後チ
發覺シタルモノヲ云フナリ 發
覺アラ

第五十七條 現行犯ニ准スト
ニ見做スコト 追呼 オヒカケ
ヲ云フナリ 兇 器
人ヲ殺スニ足 贓物 ノスミ
携帶 オル 被服 キモノ 顯

第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其
犯人ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ
其處分ヲ求メタルトモ

第五十八條 司法警察官及ヒ巡查、憲兵卒其職務ヲ行フニ
當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコト
ヲ知リタルトモハ令狀ヲ待タズシテ被告人ヲ逮捕ス可シ
罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ
知リタルトモハ被告人ノ氏名、住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ
檢事、違警罪ニ付テハ即決ヲ爲ス可キ官署ニ告發ス可シ
其氏名、住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若ク
ハ官署ニ引致スルコトヲ得

第五十九條 巡查、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトモハ速ニ
之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ
其被告人ヲ受取リタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テ
ノ調書ヲ作ル可シ

著アヲハレ 痕跡アトカ 檢証
其場ニ臨ミ新據物ヲ 逮捕
アラタメアツメルト

第五十八條 司法警察官及ヒ
務ヲ行フニ當リ現行犯アルコト
ヲ知ルトキハ令狀ヲ待タズシテ
被告人ヲトラヘルモノトス何ト
ナレハ此等ノ場合ニ令狀ヲ待ツ
モノトスルトキハ犯人ノ逃亡又
ハ犯罪ノ証跡ヲ失フノ恐レアル
ヲ以テナリ然レモ罰金ノ刑ニ該
ル可キ輕罪違警罪ノ現行犯アル
トキハ逮捕スルニ及ハズ被告人
ノ氏名住所ヲ問ヒ其手續ヲ以テ
告發又ハ引致ス可シ

第五十九條 當該官吏被告人
ハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致ス
ヘシ其被告人ヲ受取リタルトモ
直ニ其告發ニ付テ
調書ヲ作ルヘキナリ

第六十條 何人ニ限ラス重罪
犯ハ禁錮ノ刑ニ該
ル可キ輕罪ノ現行犯アル場合ニ
於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スル
コトヲ得ルモノトス是レ逃亡又ハ
罪証消滅ノ恐レアルヲ以テ之レ

第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕
罪ノ現行犯アル場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルヲ
得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之
ヲ司法警察官ニ引致ス可シ若シ引致スルコトヲ得サルト
モハ自己ノ氏名、職業、住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假
ニ之ス巡查憲兵卒ニ引渡スコトヲ得
被告人ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡シタルトモハ速ニ告發又ハ
告發ヲ爲ス可シ

被告人又ハ巡查憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官
署ニ至ルコトヲ求ムルヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ
事由アルニ非サレハ其求ヲ拒ムコトヲ得

第二章 起訴

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪ノ捜査ヲ終リタルトモハ
左ノ手續ヲ爲ス可シ

が便宜法ヲ設
ケタルナリ

第六十一條

被告人ヲ逮捕シ
タル者ハ之ヲ司
法警察官ニ引致スヘシ若シ引致
スルコトヲ得サル場合即チ被告人
ガ抗抵シテ之ヲ制スルコト能ハス
シテ引致スルコトヲ得サル場合
此等ノ罪ニ於テハ自分ノ氏名職
業住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述
シ假ニ之ヲ官吏ニ引致ス正當ノ
事由 病氣又ハ己ムヲ得サル事
故ニテ何人ガ見ルモ許ス
ヘキ理由
アルヲ云

第二章 起訴

起訴トハ二様
アリトナリ

第六十二條

本條ハ起訴ノ手
續ヲ規定シタル
モノナリ即チ第一項ヨリ第三項
ニ至ルノ手續ヲ以テ起訴ヲ爲ス
ヘシ 難易 ムツカシキトヤスキ
トス 難易 ト身分犯罪ノ種類身
分ハ皇族官吏士族平民 意見
種類ハ常車犯國事犯ナリ
書シヨ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ
求ム可シ

第二 輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ
豫審ヲ求メ又ハ直子ニ其裁判所ニ訴テ爲ス可シ

第三 裁判所構成法第十六條第二號第三號ニ記載シタル
輕罪又ハ濫警罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ
意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

第六十三條 區裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタル上裁判所
構成法第十六條第一號第二號ニ記載シタル事件ト思料シ
タルトキハ其裁判所ニ訴テ爲ス可シ

第六十四條 檢事ハ被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルモ
ノト思料シタルトキハ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可
シ
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思
料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲ス可カラス

第六十三條

本條ハ區裁判所
檢事犯罪ノ搜查
ヲ終リタル後チノ手
續ヲ規定シタルナリ

第六十四條

比裁判管轄ニ屬
セサルモノハ之
ヲ受理スルモノニアラサルヲ以
テ檢事ハ被告事件ガ其裁判所ノ
管轄ニ屬セサルモノト思料シタ
ルトキハ之ヲ其管轄裁判所ノ檢
事ニ送致スヘキ被告事件罪ト
シトスルナリ

第三章 豫審

第六十五條

被告罪アルノ性質ナル
ナラスモ期滿免除確定裁判大
放等ニ其罪ヲ消滅セシメタルカ
又ハ法律ニ罰スヘキ明文ナキ等
ハ檢察官起訴ヲ爲ス
コト能ハサルモノトス

第六十六條

豫審ヲ求ムルニ
際テハ証憑及ヒ車
器考トナルヘキ事物ヲ送致シ且
臨檢スヘキ場所ト被告人ヲ逮捕
スヘキ場所ト人名及ヒ証人ト爲
ルヘキ者ヲ成ルヘク指示ス可シ

コ事實參者コトガラノ臨檢
其犯罪ノ場所ニ
ソミアラタメルコト

第三章 豫審 豫審トハ檢事ノ
シタシラハ
チナスコト

第六十七條 本條ハ豫審判事
ガ檢事ノ請求ア
ルニアラサレハ豫審ニ取掛ルコ
ト得サルコトヲ規定シタルナリ若
シ此規定ニ背キタルトキハ其請
求ヨリ以前ニ着手シタル取調ハ
無効タリ併シ現行ノ重罪輕罪ノ
時ハ此規定ニ依ルノイトマテキ
故格別ナ
ルヘシ

第六十八條 檢事ハ公訴ノ事
ニ付キ豫審ノ有
様ト其ナリユキトノ如何ヲ知ル
ベキ權アリ故豫審中何時ニテモ
豫審判事ニ訴訟ノ書類ヲ檢閱ス
コトヲ得亦必要ナル處分ニ付
キ臨時其請求ヲ爲シ檢閱セル
スコトヲ得ルナリ檢閱セル
令狀 又ハ召喚狀勾引狀拘留狀
收監狀ニシテ獨リ豫審判
事ノ職權ニ依
リ發スルモノ

件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ免ツ召喚狀ヲ發ス可
シ但召喚狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時
ノ猶豫アル可シ

召喚狀ニ因リ出頭シタル被告人ハ即時ニ之ヲ訊問ス可シ
又遲クトモ出頭ノ日ヲ過クルコトヲ得

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ク可キ被告人其管轄地
内ニ住セサルトキハ訊問ス可キ事件ヲ明示シテ被告人所
在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スル
コトヲ得

第七十一條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被
告人其日時ニ出頭セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得
第七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チ
ニ勾引狀ヲ發ルコトヲ得
第一 被告人定リタル住所アラサルトキ
第二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ

第六十九條 本條ハ豫審判事
ガ令狀ヲ發スル
手續ヲ規定スルナリ即チ豫審判
事ハ檢事ノ起訴ヲ受理シタル後
ハ直チニ被告人ニ對シ令狀ヲ發
スルモノトス但召喚狀ハ被告人
ノ許ニ送達スルト出頭トノ間ニ
二十四時間ノ猶豫ヲ與フヘシトス
召喚狀ニヨリ出頭シタル被告
人ハ即時ニ之ヲ訊問スヘシ

第七十條 本條ハタダ嫌疑思
料ノミヲ以テミダ
リニトホキ地ニ呼ビ其職業等ニ
損害アラントラ慮リテノ處分ナ
リ囑託ミ
ト

第七十一條 本條ハ召喚狀ヲ
受ケタル被告人
ト其日時ニ出頭セサルトキハ勾
引狀ヲ發スルコトヲ得ル旨ヲ規
定ス

第七十二條 豫審判事受託判
事ハ召喚狀ヲ受
ケタル被告人其日時ニ出頭セサ
ルトキハ直チニ勾引狀ヲ發スル
コトヲ得ルモノトスル場合アリ
第一被告人定リタル住所アラサ
ルトキ第二被告人逃亡亦ハ其証
ノナクナレルコトキ第三被

第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂
ケントスル恐アルトキ

第七十三條 勾引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シ
タル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ
勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問
ス可シ若シ其時間ヲ經過スルトキハ勾引狀ヲ發スルニ非
カレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第七十四條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ勾引狀ヲ
受ケタル被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スル
能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ被告人ノ所在ニ就テ之
ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條 勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑
ニ該ル可キモノト思料スルニ非サレバ之ヲ發スルコトヲ
得ス但被告人逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サス
テ之ヲ發スルコトヲ得

告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍
ホ其目的ヲ遂ケントスル意ニテ
キト 未遂シトイハメダ脅迫
シセマルコト即チ強盗ナレハ殺害
又ハキズツケルナドハオドスト
傳ホ其目的ヲ遂ケント
スル 既ニ犯シタル罪ヲ重大ニ
ナサントスルノ志ヲシマ
ルナリ

第七十三條 勾引執行トハ
告人ヲヒキワタストテ引致
シタル破犯人ヲ引致スルミ
ダリニ之ヲ運延ノルハ其權利ヲ
侵スルモノナリ故ニ此種合ニハ
勾引執行ヲ發スルカ又釋放
ハ當然マヘ

第七十四條 本條ハ被告人ノ
ノ條文ナリ被告人ト雖モ疾病其
他正當ノ理由アリテ勾引執行
ルコト能ハサルハ實ニ已ムヲ得サ
ルモノナレハ此場合ニハ被告人
所在ノ地ニ就テ之ヲ疏明
ケスルヲ要スルコトス

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職
業住所ヲ記載シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルト
キハ容貌、體格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所
書記署名捺印ス可シ
召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ勾引狀、勾留
狀ハ巡查、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

第七十七條 勾引狀、勾留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作リ
巡查、憲兵卒數人ニ分付スルコトアル可シ
前項ノ令狀ヲ執行スルニハ被告人ニ正本ヲ示シ其謄本ヲ
下付ス可シ此場合ニ於テハ其正本、謄本ニ執行ノ場所日
時ヲ記載シ被告人ヲシテ署名捺印セシム若シ署名捺印ス
ルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第七十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ被告
人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潛匿シタリト思料シタルト

第七十五條 本條ハ勾留狀
ヲ規定シタルモノトス勾留狀ハ
被告人ヲ訊問シタル後チニテ其
罪禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノ
ト思料スルニ非サレハ之ヲ發ス
ルコトヲ得ス但シ被告人逃亡シ
タル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サ
スシテ之ヲ發ス
ルコトヲ得ルナリ

第七十六條 令狀ニ被告事
件及ヒ被告人
ノ氏名職業住所ヲ記載スルハ被
告人ノ人違ヒナキ爲メナリサレ
ハ召喚狀ハ各別其他ハ被告人ノ
氏名分明ナラサルトキハ其容貌
體格等ヲ明示
スヘシトス 容貌 體格
カラダノ
カクゴウ

第七十七條 時宜ニ因リテ
ハ被告人各地
ニシテ諸方ニ派出セシムルル
如キチ 分付
ノ署名捺印 謄本
シタルモノ 附記
カキ
ス

第七十八條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハ
サルトキハ各檢察長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ捜査及ヒ

キハ其地ノ市町村長又其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ
立會ヲ求メ之ヲ捜査ス可シ

前條ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラ
ス搜索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ
家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但旅店、割
烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其公開
時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛匿シタル
コトヲ知り又ハ潛匿シタリト思料シタル場合ニ於テ被告
事件急速ヲ要スルトキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ帶行セシ
ムルコトヲ得

巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法
警察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ
第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハ
サルトキハ各檢察長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ捜査及ヒ

第七十八條

家宅ニ潛匿シタルハ巡査
憲兵等ノミニテハウダガヒノ生
スルコトアルヲ以テ其地ノ市町村
長又其差支アルトキハ隣佑二名
以上ヲ立會ハシメ之ヲ搜索ス可
シト 潜匿カケ隣佑トナリ日
出前日没後 何レモ人ノ安息
此ノ安息ヲ妨ケテ家宅ノ搜索ヲ
爲スコラス但旅店旅館其他
夜間二人ノ出入ヲ爲ス場所ニ付
テハ其公間内ニ限リ何時ニ
テモ搜索ヲ爲スコトナリ 旅店ハ
得ルモノトスルナリ 旅人
ハ割烹リヤウ 公開何時ヨリ
ハ人ノ出入ヲ爲ス
ヲ得ルト云フ時間

第七十九條

被告人ガ其管
轄地内ニ潜匿
シタルコトヲ認知シ又ハ思料シタ
ルトキニ其被告事件急遽ヲ要ス
ルトキハ巡査憲兵ニ令狀ヲ帶行
セシメ捕縛セシムルコトヲ得ルモ
白ノ恐レアルヲ以テテナリ 帶行
モテ
ユク

逮捕ヲ爲ス可キコトヲ請求スルヲ得
請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ搜索及
ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ此場合ニ於テ檢事ノ發シタ
ル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ効ヲ有ス

第八十一條

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、
軍屬ニ對シテ令狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊
長ニ令狀ヲ示ス可シ其長官又ハ隊長ハ己ムコトヲ得サル
差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ令狀ニ應セシム可シ

第八十二條

勾留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載
シタル監獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト
能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得
何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ
受取り其證書ヲ渡ス可シ

第八十三條

令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡査、憲兵卒ハ之ヲ
執行シタルコト又執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ

第八十條

被告人所在ノ地ヲ
覺知スルコト能ハサ
ルトキハ其儘ニシテ已ム可キニ
アラサレハ各檢事長ニ被告人ノ
人相書ヲ送致シ捜査及ヒ逮捕ヲ
爲スヘキコトヲ請求スルヲ得ルモ
ノト 拘留狀ト同一ノ効力
逮捕狀ハ既ニ犯罪者ト決シタル
者ニ發スルガ故ニモハヤ拘留ス
ルキヘテテナリ

第八十一條

軍人軍屬ハ軍ノ
規則ニ因リテ少
シモ職務ニ怠ル可カラス兵營モ
亦其ノ規則アリテ他ヨリ之ヲオ
カスヘカラス故ニ在營ノ軍人軍
屬ヲ捕ルトキハ先ツ其令狀ヲ所
屬ノ長官ニ示シテ
之ヲ捕フルナリ

第八十二條

引致スルコト能
ハサルトキトハ
被告人逃亡潜匿シ若クハ疾病其
他正當ナル故ニ因リ引致スル
コト能ハサル場
合ナクフナリ

第八十三條

本條ノ執行云々
モ亦前條ト同シ
キ場合ヲ規定シタルモノナリ執
行トハ逮捕引致收監ヲ爲ス等ヲ

令狀ノ正本ニ記載ス可シ
巡査、憲兵卒ハ令狀執行ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可
シ

第八十四條

勾留狀ヲ受ク可キ被告人既ニ監獄署ニ在ルト
キハ執達吏ヲシテ之ヲ本人ニ送達セシム可シ

第八十五條

密室監禁ノ場合ヲ除ク外被告人ハ監獄則ニ從
ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬、故舊又ハ辨護士ニ接見スル
コトヲ得

第八十六條

豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ
モノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ勾留狀
ヲ取消ス可シ

第二節 密室監禁

第八十四條 監獄署ニ在ル被告
人ニ勾留狀ヲ
送達セシムルハ執達吏
ヲシテ之ヲ爲サシム

第八十五條 密室監禁トハ勾
留ト異ニシテ別
室ニ勾留スルモノニテ豫審判事
ノミ特ニ之ヲ爲スモノナリトス

接見トハ面會書翰ミテガ書籍
シヨ檢閲シテ授受ウケケ
モツ檢閲ベシラ授受ウケケ

第八十六條 禁錮以上ノ刑ニ
該ル可キモノト
ハ勾留狀ハ禁錮以上ノ刑ニ該
ト思料スル者ニ非サレハ之ヲ發

第八十七條 罪狀ノ下調ベノ
原因又ハ其行ヒノ形狀チミダ
ニ被告一人一名ヲ別室ニガシコ
メテ探リテ其ノ情實ヲ得ルチ必
要ト見込ミタル時ハ檢察官ヨリ

第九十條 被告ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人
及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第八十七條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリ
ト思料シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ勾
留狀ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スル言渡ヲ爲スコト
ヲ得

第八十八條 密室監禁ノ言ヲ渡受ケタル被告人ハ一名毎ニ
之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト
接見シ又ハ書類其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス

第八十九條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可ラス但十日毎ニ其
言渡ヲ更改スルコトヲ得

第九十條 被告ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人
及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又
ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據徵憑
ヲ集取ス可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證
人ノ訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ
調書ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ
爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルトキハ其限
ニ在ラス

云フ
ナリ

第八十四條 監獄署ニ在ル被告
人ニ勾留狀ヲ
送達セシムルハ執達吏
ヲシテ之ヲ爲サシム

第八十五條 密室監禁トハ勾
留ト異ニシテ別
室ニ勾留スルモノニテ豫審判事
ノミ特ニ之ヲ爲スモノナリトス

第八十六條 禁錮以上ノ刑ニ
該ル可キモノト
ハ勾留狀ハ禁錮以上ノ刑ニ該
ト思料スル者ニ非サレハ之ヲ發

第八十七條 罪狀ノ下調ベノ
原因又ハ其行ヒノ形狀チミダ
ニ被告一人一名ヲ別室ニガシコ
メテ探リテ其ノ情實ヲ得ルチ必
要ト見込ミタル時ハ檢察官ヨリ

第九十條 被告ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人
及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

チ爲スコト
ヲ得ルナリ

第八十八條 本條ハ密室監
禁ヲ受ケタル
被告人ハ一名毎ニ之ヲ別室ニ置
キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サ
レハ他人ト面會シ又ハ物ヲ允許
テ授受スルコト能ハストス

第八十九條 超過トハコ
モスギル更改ト
ハ其言渡チアラタメカヘル言渡
ヲ更改スルトキハ其事由ヲ裁判
所長ニ報告スヘシトス十日間ニ
二度被告ハチ訊問スヘシトスル
ハ被告チミダリニ密室監禁ニガ
シコメ置クハ權利ヲ害スルノ甚
シキモノナリ

第三節 證據 犯罪ヲ証明ス
ルニ付キ其効
力ノ確實ナ
ルモノヲ云

第九十條 自白トハ証據ノ取
調ナキニ被檢人自
分ヨリ罪狀ヲ白シタルヲ檢證調
書トハ証據物ヲシラベタル書キ
付徵憑シヨウコト

判斷 ヲカチ
サバク

第九十一條 事實發見トク
罪狀ナミダス
爲メト云フ此等ノ爲メニ証據ト
ナルヘキ物ヲヨセアツメルト云
フコト 集取トス

第九十二條 豫審判事ガ臨
檢査物件差
押又ハ被告ハ証人訊問ヲ爲スト
キニ書記ヲクハ其他ノ者ヲ立會
ハシムル所以ハマギラハシキ
處分ヲセメ爲メニ立會ハシム

第四節 被告人ノ訊問及
對質

第九十三條 豫審判事ハ事
實ヲ取糺スニ
當リ先ツ其罪アリトシテ告
レタル者ヲ訊問スベシ然ルニ証
據ノ取調ヲ急遽ニシ証人ノ陳述
ニ付キ疑ハシキカドアルニヨリ
之ヲ尋問スル場合ニ於テハ被告
人ヨリ先キニ他ノ者ヲ取糺スト
アル
ヘシ

第九十四條 豫審判事ハオ
スト詐言トハ
イッハリツイフ豫審判事ハ被告
人ヲ訊問スルニハ成ルヘクオダ

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル
爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラス

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ
之ヲ讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名
捺印セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其
旨ヲ附記ス可シ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申
立タルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ錄取シ之
ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト人違ナキコ
ト其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル爲メ必要ナ
リトスルトキハ被告人ト他ノ被告人證人又ハ其他ノ者ト
對質セシムルコトヲ得

ヤカニ威勢ヲ用ヒ恐嚇詐言等ヲ
以テ自白セシムルヲナキヤウニ
スヘシ否ラサレハ實際ヲ自白セ
ズ遂ニ罪狀ニナキトチモ自白ス
ルヤウ
ニナル

第九十五條 訊問ト被告人
ノ立トラカ
トキリタル片ハ之ヲ被告人ニ讀
聞カスヘシ然ラサレハ書記ノカ
キトリニ照違アリ又被告人ノ申
立ニ相違アル片ハ之レカ爲メニ
被告人ニ不利益ナルノミナラズ
實際ナキトチ錄取スル等ノヲア
ルヘシ而シテ之ヲ讀聞カスバカ
リテナク豫審判事ハ念ノ爲メ被
告人ニ其中立ニ相違ナキヤ否ヤ
ヲ問ヒ署名捺印セシムヘキモノ
ト 供述 申立 錄取 トル

第九十七條 被告人ニ於テ
供述書ノ謄本
ガ入用ナル片ハ之
ヲ求ムルコトヲ得ル

第九十八條 對質トハ相互
ニ事實ヲ相
スト對質スル片ハ互ニ辨論中ヨ
リ或ハカクシテ居ルコトヲアラハ
シ又ハ意外ノ事ヲ發
スルコトアルヲ以テ也

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一
切ノ事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞ス
可シ

第九十五條第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用
ス

第一百條 被告人又ハ對質人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞
ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聾者、啞者文字ヲ知
ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ
書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第一百三十六條 第三百三十七條 第四百一十一條ノ規定ハ本條ニ
モ亦之ヲ適用ス

第五節 檢査搜索及ヒ物件差押
第三百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキ

第九十九條

對質ニヨリ生
スルトハ被告
人ノ自白ノ外ニ對質シタルニヨ
リ事ヲガアラハシタルヲ云フ
ナリ此對質ヲ爲サシメタルモ
亦書記ハ之ヲ録取シ被告人其他
對質ヲ爲シタル者ニ之ヲ開カ
シ豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ
相違キヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印
セシムヘシ而シテ對質ノ時ニ
聞カスハ對質ノ部
分丈ヲ讀聞カス

第一百條

通事ハ訊問ニ答フ
ルニ正實ヲ以テ通
譯スヘキ旨ヲ先ツ官誓
シテ通事ヲ爲スヘシ 通譯ハ
對質ノ意ヲカ
ヤウニ逆スルコト
ナレドモ今ハ日本
語ヲ
云フ

第一百一條

通事ハ訊問ニ答フ
ルニ正實ヲ以テ通
譯スヘキ旨ヲ先ツ官誓
シテ通事ヲ爲スヘシ 通譯ハ
對質ノ意ヲカ
ヤウニ逆スルコト
ナレドモ今ハ日本
語ヲ
云フ

件差押

第五節 檢証 搜索及ヒ物
件差押

ハ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

第三百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被
告人ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模樣ニ付キ調書ヲ作ル
可シ
又被告人ノ利益ト爲ル可キ模樣ヲモ記載ス可シ

第四百條

豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ
物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコト
ヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトモハ同
居ノ親屬若シ其在ラサルトモハ市町村長ノ立會アルヲ要
ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第五百條

豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ
藏匿スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索
ヲ爲スコトヲ得

檢証

其場所ノモヤウナアラタ
メ罪ヲ犯シタル方法ハ如
何ナリシヤ犯人ハ如何シテ逃
セシヤラ一々取調セルヲ云フ

搜索

家宅内其他ニ罪証ノアリ
カヲサガスト云フナリ
物件差押 罪ヲ犯シタル者ノ
用ニ供シタル者又
ハ贓物等スベテ取調トナルベキ
モノヲ被告人又ハ他人ニ自由ニ
サセメ爲メ封ラシテ
取押ヘテカクコト

第二百二條

重寶發見ヲ爲スニ
ハ檢証搜索等ヲ爲
サレハ發見スルコトナシ之ヲ發
見セシムルニハ犯罪ノ場所等ニ
臨ミ檢証ヲ爲
ス可シトス

第二百三條

犯罪ノ性質トハ強
弱等ナシテ方法トハ罪ヲ犯シタ
ルシカタ此等ハ檢証ニ必用ナル
コト 被告人ノ利益云々 檢
ナリ被告人ノ利益云々 檢
ハ被告人ノ罪証ノミデナク又被
告人ノ利益トナルヘキコト即チ人
ヲ殺傷シタル者ナレハ正當防衛
ニ出テタルカ又ハ己ムヲ得サル
事情アリタルカノ如キ其刑ニ處
スルニ其情狀ヲ酌量スルニ足ル

第二百六條

豫審判事ハ臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其
事實ヲ證明スルニ足ル可シト思料シタルトモハ之ヲ差押
ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監視シ又ハ遞
送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

第二百七條

豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付 其日ニ處
分ヲ終ラサルトモハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守ヲ置ク
コトヲ得

第二百八條

被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又
ハ代人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人勾留ヲ受ケタルトモハ自ラ立會フコトヲ得ス
但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトモハ此限ニ在
ラス

第二百九條

豫審判事ハ被告ハ物件差押ノ處分ニ立會ヒタル
ト否トナ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可
シ

第七百四條 豫審判事ノ職檢ハ
 被告ノ居住居又ハ
 車賃ヲ証明スヘキ物件ヲ藏匿ス
 ル疑アル者ノ家ニモ臨檢シ搜索
 ヲ爲ストヲ得ルモノトス此臨檢
 ナ爲ルニハ被告又ハ物件ヲ藏
 匿スル者其住居ニ在ラサル并ハ
 同居ノ親屬市町村長ノ立會ヲ要
 スルモ
 ノトス

第七百五條 搜索ハタゞニ住居
 ノミナラズ被告
 又ハ物件ヲ藏匿スルカハ疑アル
 者ノ身体ト之ニ屬スル物件即チ
 衣服カバン等ニ就
 キテモ搜索ヲ爲ス

第七百六條 豫審判事ガ臨檢檢
 索シタルニヨリ其
 事ヲ証明スルニ足ルヘキ物件
 アルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ
 ナシ目錄ヲ作り其種類ト名トヲ
 記シ置クヘシ而シテ之ヲ監護シ
 又ハ遞送スルハ書記 監護ケマ
 之ヲ担任スヘシトス
 モ 遞送ル
 オク

第七百七條 周圍ハ四方ヲ云フ
 閉鎖ハトゲシメル

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第七百十條 豫審判事ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述
 ナ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第七百十五條以下ノ規
 定ニ從ヒ之ヲ訊問ス可シ

第七百十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ
 限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ
 得
 若シ其禁ヲ犯ス者スルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ル
 マテ之ヲ留置スルコトヲ得

第七百十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢
 、搜索、物件差押ノ事ヲ區裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得

第七百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルト
 キハ驛遞、電信、鐵道ノ官署、諸會社ニ其事由ヲ通知シ被
 告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ此等ノ者
 ニ對シ發シタル書類、電報又ハ物件ヲ受取開披スルコト

看守者ハミ
 ハリバン

第七百八條 被告ハ臨檢搜索
 物件差押ノ處分ニ
 立會フヲ得セシムルハ立會ハ
 シムルモ差支ナキノミナラス却
 テ便宜ノアルヘシ故ニ立會ヲ
 必要トスルトキハ假令ヒ勾留ヲ
 受ケヨルトキト雖モ豫審判事
 本人ヲシテ立會ハシムルナリ

第七百九條 車賃ヲ証明スヘキ
 物件ヲ被告ハニ示
 スキハ爲ニ神情ニ感シ終ニハ犯
 罪ノ迹ヲ白狀スルヲアルヘク豫
 審判事ハ臨檢ノ并ニ被告ハ立
 會フト立會ハサルトニ關セズ差
 押ヘタル物件ヲ被告ハニ示シテ
 一々之ガ辨解ヲ爲サシムルナリ
 辨解トヒニ應シテ 訊問トヒ

第七百十條 証人ハ事實ヲ探ル
 ノ場合ニ必要ナル
 モノナレバ豫審判事ハ臨檢搜索
 ノ場所ニ於テ証人ノ供述ヲ聽ク
 コトヲ必要トスルトキハ第七百十
 五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問
 シ 臨檢シラバニソミ 搜

ヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ

第七百十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシ
 テ其默秘ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アル
 ニ非サレハ之ヲ差押ヘ及ヒ開披スルコトヲ得ス

第六節 證人訊問
 第七百十五條 證人ノ呼出狀ニハ其氏名住所及ヒ職業ヲ記載
 ス可シ
 又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言
 渡シ且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ
 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル
 可シ

第七百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル
 能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ
 之ヲ訊問ス可シ

第七百十七條 證人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサ

索サガシ
モトム

第百十一條

豫審判事ハ其
所ニハ他人ノ
入リテ差支ノアルコトアリ此際合
ニ於テハ豫審判事ハ何人ニ限ラ
ズ其允許ヲ得スシテ場所ニ
立入ルコトヲ禁スルコトヲ得
許シテ逐斥ケル
留置ニト
メオキテ退
山ヲサメヌ

第百十二條

豫審判事ハ其
管轄地内ト雖
モ時宜ニヨリテ前條ニ記載シ
タル臨檢搜索物件差押ノ事ヲ區
裁判所判事ニ囑
囑託タノ
託スルコトヲ得
囑託タノ
時
宜トキ
ガリヲ云

第百十三條

豫審判事ハ其
管轄地内ト雖
モ時宜ニヨリテ前條ニ記載シ
タル臨檢搜索物件差押ノ事ヲ區
裁判所判事ニ囑
囑託タノ
託スルコトヲ得
囑託タノ
時
宜トキ
ガリヲ云

フサチ
ヒラク

第百十四條

証言ヲ拒ムコ
トヲ得ル者ト
ハ証人ト爲リ事實ヲ申立ルコト
ヲ拒ム者ヲ云フ即チ第百二十五
條ニ記載シタル者等ハ証
言ヲ拒ムコトヲ得ル者ナリ
其欺
秘ヲ云ハヌコトヲ義務職業上ヨ
リ得サルコトヲ承諾シヤ
得サルコトヲ云フ承諾シヤ

第六節 証人訊問

証人ト爲ルヘキモノ之ヲ
証人ト爲スヘキナリ

第百十五條

本條ハ証人ヲ
呼出スルノ手
續ヲ規定スルナリ即チ証人ノ呼
出狀ニハ其氏名住所及ヒ職業ヲ
記載スヘシ且ツ出頭ノ日時其出
頭スヘキ場所及ヒ呼出ニ應ゼサ
ルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾引ス
ルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘ
シ其氏名職業住所等ヲ記載スル
ノ人違ヒノナキ爲メナリ呼出ニ
應ゼサルコトアル罰金ヲ言渡シ且
勾引スルコトアル旨ヲ記載

軍人、軍屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シ
テ呼出狀ヲ送達ス其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可
キコトヲ認可シ又ハ職務上己ムコトヲ得サル差支アルト
キハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第百十八條

豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除
ク外証人呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參
ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰
金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得
此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

豫審判事ハ其証人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出
狀ヲ送達シ又ハ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得
若シ証人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍
ノ罰金ヲ言渡ス可シ又勾引狀ヲ發スルコトヲ得
豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言
渡及ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託

シテ之ヲ爲ス可シ其勾引ニ付テモ亦同シ

第百十九條

豫審判事ハ証人罰金言渡書ノ送達アリタルヨ
リ三日内ニ其出頭セカリシコトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解
シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ
取消ス可シ

第百二十條

証人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀
ヲ差出ス可シ若シ之ヲ遺失シタルトキハ其人違ナキコト
ヲ疏明ス可シ

第百二十一條

豫審判事ハ証人トシテ呼出シタル者ニ對シ
其氏名、年齢、職業、住所及ヒ第百二十三條ニ記載シタル
者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

第百二十二條

豫審判事ハ証人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述
ヘ何事ヲモ欺秘セヌ又何事ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシ
ム可シ
裁判所書記ハ証人ニ宣誓書ヲ讀開カセ之ニ署名捺印セシ

シ置クハ前以テ之等ノコトアルヲ
本人ニ承知セシメントノ注意ナ
リ而シテ呼出狀ヲ送達ト出頭ト
ノ間二十四時ノ猶豫ヲ付スルハ
其間ニ用意シテ出頭ス
ルコトヲ得セシムルナリ

第一百十六條 其他正當ノ事
得サル場合ニシテ何人モ許スヘ
キ理由ヲ云フ此場合ニヨリ呼出
スルコトハ豫審判事所在ニ就
テ之ヲ訊 疾病ハ 疏明イロ
間スヘシ 所在 居ル所
所在 居ル所

第一百十七條 軍籍トハ軍人
現役ニ服スル
モノヲ云フ今本條ニハ軍籍ニア
ラサル軍人軍屬ナルトキノ証人
ヲ呼出ス手續ヲ云フ其場合ニハ
其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シ
テ呼出狀ヲ送達スルモノトス是
レ軍人軍屬ハ其規律ノ嚴ナルヲ
以テ此手續ヲ爲スモノナリ即チ
其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セ
シムルコトヲ認可シタルハ即
時ニ出頭セシメ又ハ職務上己ム
ヲ得サル差支アルトキハ其事由
ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事

ニ請求スルモ經由手ヲ認可
シヤウ
チスル

第一百十八條 前二條ニ定メ
タル差違ノ場
合ノ外証人呼出ニ應セサルトキ
ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不登ニ因
リ生シタル費用ヲ賠償セシメ及
ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ
科ス可シ此規定ヲキルハ証人
勝手ニ不登スル者アルニ至ルヲ
以テナリ然ルニ豫審判事ノ言據
ハ確定シタルモノニアラサレハ
之ニ對シテ抗告
ヲ爲スコトヲ得

第一百十九條 豫審判事が假
令ヒ一旦罰金
言據書ヲ送達シタルモ証人タル
者其期限内ニ出頭セサリシコト
ニ正當ノ理由アリタルハ檢事
ノ意見ヲ聞キ其罰金及ヒ賠償ノ
言據ヲ取消ス
可シトスル也

刑事訴訟法

若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可
シ

第二百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サ
ス但宣誓ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽ク
コトヲ得

- 第一 民事原告人
- 第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚
姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ
- 第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ
後見ヲ受クル者
- 第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第二百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

- 第一 十六歳未満ノ幼者
- 第二 知覺精神ノ不十分ナル者
- 第三 癡癡者

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコ
トヲ得

- 第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上黙秘
ス可キ義務アル事情ニ關スルトキ
- 第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、
僧侶其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因テ知り
タル事實ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ

第二百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯
ス可シ

第二百二十條

本條ハ証人呼出ニ應シ出頭シタルトキノ手續ヲ規定シタルナリ証人出頭シタルハ其呼出状ヲ豫審判事ニ差出スヘシ若シ之ヲ紛失スルカ又ハ遺失シタルトキハ其人違ナキトシテ遺失ノ疎明イヒラケテ

第二百二十一條

証人ヲ呼出シタルハ其年齡職業等ヲ問フハ其人違ナキヤニ注意シタルモノナリ

第二百二十二條

証人タル者ノ訊問ニ對シ事實ヲ隱蔽セズ其心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事カモ附加セサル旨ヲ宣誓隱蔽スル者ハ心マゴ 黙秘セズカク 附加ト云フ

証人ニ宣誓書ヲ讀聞カスハ証人ノ宣誓ニ相違ナキヤチ念ノ爲メ問フモノニシテ而シテ之ニ署名捺印スルモノトス

第二百二十三條

証人ト爲ルハ本條ハ證人ト爲ルコトヲ許サハル者ノ訊問スルナリ第一十六條未

ニハ瘋癲白痴ニシテ事物ヲ知覺スルノ精神不十分ナルカ故ナリ其他本條ニ記載シタル者ハ主トシテ其無能ナルガ故ナリ若シ是等ノ者ニ對シテ宣誓ヲ爲サシムルモ其實ナキニ歸シ遂ニ法律自カラ宣誓ノ力ヲ減弱ナラシムルノ結果ヲ生スルニ依リ始メヨリ証人タルヲ許サスト規定シタルナリ是レ 瘖啞者ナリ 公權日本國民タル者 剝奪重輕罪ヲ固有ノ權ナリ 剝奪重輕罪ヲニヨリガ 停止シバテ其權ヲムルナリ即チ主刑期限が満チタル後チ主刑ヲ免サレタル者モ付ケ加フル公權 供述 申立 免訴豫審ニ於テ證據不十分ナルハ其旨ヲ附記スナリ

第二百二十五條

本條ハ宣誓ヲ拒ムコト

セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第百八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

第二百二十七條

証人ハ他ノ証人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ証人ト他ノ証人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

第二百二十八條

豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

若シ證人同行スルコトヲ肯セサルトキハ第百十八條ノ規定ニ從フ

第二百二十九條

第百條第百一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第二百三十條

皇族證人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲ス可シ

各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在スルトキハ其現在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

第百三十一條 豫審判事ハ證人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヲ知ラシムル爲メ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞カシム可シ

證人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ 調書ニハ豫審判事書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

シ得ル者ノ規定ナリ本條ニ訊問
ナル者ハ職業上義務ヨリ出テ
、黙秘スヘキ事情アルヲ以テナ
リ、等ノ者其身分職業ニ關シテ
ハ他ニ漏ラサレサル秘密ノ事ヲ
聽キ以テ其依頼人ノ事ヲ處スル
ニ妨テカラス故ニ是等ノ者ハ道
義上義務トシテ其秘密ヲ口外ス
ヘカラス是ヲ以テ法律モ亦彼等
ノ道義ヲ憐ラシムルニ忍ビサル
ニ依リ其宣誓ヲ肯セス或ハ宣誓
シテ陳述ヲ肯セサルモ之ヲ不問
ニ措ク 拒絶 コバ 説明 イヒ
ナリ

第二百二十六條 證人タル者
ハ宣誓ヲ拒
ムコトヲ得ズ又宣誓シテ供述ヲ
拒ムコトヲ得ズ然ルニ宣誓ヲ肯
セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサ
ルトキハ豫審判事ノ意見ヲ聽キ
刑法第百八十條ニ從テ罰金ヲ言
ハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執
行ヲ停止スル効力ヲ有スルモノ
ナリ軍人軍屬ニ對スル罰金ノ言
ハ普通刑事訴訟法ノ爲スヘキ
ニテ之ヲ故ニ軍法ニ從テ之ヲ爲ス

第二百二十七條 證人ヲ一時
ニ訊問セザ
ル者ハ事實ノ發見ニ妨テアルヲ
以テナリ故ニ證人ハ一人ハ各
別ニ之ヲ訊問スヘシ但事實發見
ノ爲メ必要ナリトスルトキハ證
人ト他ノ證人ト又ハ被告
人ト對質セシムルコトヲ得 對質
ニテハガヒ 發見ミダ
ニタラス

第二百二十八條 證人ノ申立
認廷ニ於テ
聽取リシノミニテ確實ナラス犯
所又ハ其他ノ場所ニ同行シテ確
實ナラシムル 供述申立 確實
コトヲ得ル也 供述ナリ 確實
カシ 犯所犯罪ノ場 肯セサル
チセヌ

第二百二十九條 本條ハ別ニ
註解ヲ加フ
ヘキナ
シ略之

第三百十條 本條ハ皇族及
各大臣帝國
會ノ議員ガ證人ナルトキニ訊問
ヲ爲スノ規定ナルヘシ此等ノ身
分アル人證人ナルトキハ豫審判
事ハ之ヲ呼出ストコトヲ得ス故ニ其
所在ニ就キ訊 滞在 スルコトヲ
得

第三百三十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住セサル
トキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スル
コトヲ得

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所在ノ地ノ豫審判事又
ハ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

第三百三十三條 第百十八條第百十九條及ヒ第百二十六條ニ
揭ケタル證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受託判事ニモ屬ス
第三百三十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要ムルコ
トヲ得

第七節 鑑定
第三百三十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分
明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職
業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一名又ハ數名ヲシテ鑑
定ヲ爲サシム可シ
鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ又既

ニ埋葬シタル死體ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ墳墓ノ發
掘ヲ命スルコトヲ得

第三百三十六條 鑑定ニ付テハ第百十五條第百十八條乃至第
百二十一條第百二十三條乃至第百二十五條及ヒ第百二十
八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ勾引狀ヲ發スル
コトヲ得ス

第三百三十七條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲
ス可シ其宣誓ハ第百二十二條ノ式ニ從フ

第三百三十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セヌ又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯
セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第百七十九
條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲
スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

第三百三十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ
以テ鑑定人ヲ增加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ
得

第三百三十一條 供述下書記

ルモノト相違アルトキハ何レニモ利害ヲ及ボスガ故ニ豫審判事ハ證人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀開カセシム證人ハ其由立ハ變更増減セント欲セハ之ヲ請求スルヲ得ルモノトシ是レ人タル者ハ事實ノ記憶ヲ申立テ得ルニ一度ニシテ完全ナルヲ得ル能ハス是レ本條ノ設ケアル所以ナリ書記ハ此請求アリタルコト及ヒ變更増減ノ條件ヲ開シテ記述ス 變更ルヘ増減マヘラ

第三百三十二條 還路ヨリ呼

人タル者ノ職業上ニ根柢ヲ加ヘル如キノ事情アルヲ以テ證人裁判所々在ノ地ニ居セサルトキハ其住居ノ地ノ區裁判所判事ニ照問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得ル也 囑託ム

第三百三十三條 受託判事ハ豫審判事ト

同様にシテ證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受託判事ニモ屬スル也

第四百十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續、結果及ヒ鑑定

ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ 若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ 鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第四百十一條 鑑定人ハ旅費、日當及ヒ立替金ノ辨濟ヲ要

第八節 現行犯ノ豫審

第四百十二條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判

所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得 豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四百十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ

第三百三十四條 證人ハ自分

判所ニ出頭スルニ非スシテ官ノ命ニヨリ出廷スルモノナレハ自費ニテ支辨スヘキモノニアラス 必ス相當ノ旅費日當ヲ請求スルコトヲ得

第三百三十五條 豫審判事ハ

カナリト雖モ事物悉ク知ル能ハサル者ナレハ事物ノ性質方法等ニ至テハ學術職業ニ因リ鑑定セシムルコト、ス即チ人ヲ殺セシムルモノヲ以テセシト思料スルハ醫師之ヲ鑑定シ又ハ土蔵ヲ切り破リテ入りシニ刃物ヲ以テセシカト思料スルトキハ職人ノ之ヲ鑑定スルノ類ナリ其他犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要トスルハ之ニ適當スル鑑定者ニ命シテ鑑定セシムル 解剖トキ 埋葬ウツメル 検視アラタメ 墳墓ハ發掘アバキ

第三百三十六條 本條ハ鑑定

ニ付テ適用

豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルヲ記載ス可シ 豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第四百十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判

事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス 證人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコトナク之ヲ聽ク可シ

第四百十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證憑書

類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢

スル條項ヲ示スナリ但鑑定人ハ
證人ト異ニシテ被告事件ニ關係
スルモノニアラサルヲ以テ得
トス
ニ應セサルモ勾引狀ヲ發スルコ
トヲ
得ス

第三百三十七條 鑑定ハ原則
比準スヘキ
モノニアラザレハ鑑定人ガ如何
ナル鑑定ヲ爲スモ直チニ知ルコ
ト能ハサレハ鑑定人ハ私情ニ涉ラ
ズ公平且正實ニ鑑定スヘキ旨
ヲ爲スヘシ其旨ヲ第百二十
二條ノ法式ニ從フモノトス

第三百三十八條 鑑定人呼出
ヲ肯セズ又
ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セザルトキ
ハ即チ鑑定ヲ命セラレタル者故
ナクシテ之ヲ肯セザル者ナレハ
刑法第百七十九條ニ從ヒ罰金ヲ
言渡ス

第三百三十九條 鑑定ノ種類
ニヨリテハ
一人ニシテ鑑定スルコト能ハサル
者アリ又ハ疑ハシキモノ等アル
トキハ別人ヲシテ鑑定セシムル
コトアリ是レ鑑定人ノ請求ト豫審
判事ノ職務ヲ以
テスルトアリ

事ハ之ヲ地方裁判所檢察ニ送致ス可シ

第四百四十六條 區裁判所檢察其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪
ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要
スルトキハ第四百四十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ
得

若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴
ノ手續ヲ爲ス可シ

第四百四十七條 第四百四十四條第四百四十六條ニ於テ檢事ニ許
シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但勾
留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證據書類ニ意見書ヲ添へ速ニ之ヲ管轄裁
判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之
ヲ送致ス可シ

第四百四十八條 地方裁判所檢察ハ區裁判所檢察又ハ司法警
察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求

第四百十條 其手續トハ如
何シテ之ヲ鑑
定セシ等ノ順序手續ナリ結果ト
ハ鑑定ヲナシタル上ニテ得タル
發見物ヲ云フナリ即毒殺事件ニ
付テハ胃腑中ニ毒物ノ正跡ヲ含
有スルヤ否歐打創傷事件ニ付テ
ハ其傷果シテ致命ノ起原タルヤ
否等是ナリ若其結果ヲ得ザルト
キ即チ死体腐敗シテ其毒殺ナル
ヤ否ヲ知ル能ハサルノ類ナリ
ハサレノ類ナリ 推測 其結果ヲ
故ニ斯クトオ 鑑定人意見ヲ
シハカルナリ 鑑定人意見ヲ
異ニスル 數人ニテ鑑定シタ
ルモノアリ其鑑定
人各ミコミヲ異ニ
スルヲ云フナリ

第四百一十一條 鑑定人ハ皆
ヨリ旅費日
當及ヒ立替金ノ擔濟ヲ要ム
ルコトヲ得ルコトヲ規定ス

第八節 現行犯ノ豫審現
非現行ノ豫審共ニ訴訟ノ手續ニ
於テ差異アラザレドモ只々現行
犯ハ其ノ急速ヲ要スル事件タル
ヘキニ付官吏ガ非常ノ權限ヲ以
テ取扱ノ罪ナルノミ非常ノ權限
ハ犯罪人逃亡シ又ハ逃走セザル

書ヲ添へ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取りタルトキハ二十四時内ニ之ヲ
訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セスシテ前項ノ手續ヲ爲ス可
シ

第四百四十九條 地方裁判所檢察ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪
ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルトキ
ハ勾留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハラズ直チニ其裁判所ニ
訴ヲ爲スコトヲ得

被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思
料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲ス可カラス

第九節 保釋

第五百十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀ヲ受ケタル被告人ノ
請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭
ス可キ證書ヲ差出シ且保證ヲ立テシメ保釋ヲ許スコトヲ
得

モ罪證犯迹ノ消滅セントコトヲ恐
レ實地ニ付キ調査ヲ爲スヲ云フ
シヘ

第四百二十二條 豫審判事ハ
檢事ノ請求
ヲ待テ豫審ニ取掛ルモノナレバ
檢事ヨリ先キニ罪又ハ地方裁
判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行
犯アルコトヲ知リタル場合ニ於
テ其事件急遽ヲ要スルトキハ檢
事ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ
通知シ豫審ニ取 犯所ニ臨檢
掛ルコトヲ得

第四百二十三條 前條ノ場合
ニ於テハ檢
事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢
事調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理
シタルモノトス是レ急遽ヲ要ス
ル場合ニシテ相當ノ手續ヲ踐ム
ノ違ナキヲ以テナリ豫審判事ノ
調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナ
ルコトヲ記載スルコトハスルハタ
トヒ現行犯タリト雖モ重罪ニ
アラサレハ此手續ヲ爲スル無ケ
レハナリ此手續ヲ爲ミタルトキ

第四百三十四條 本條ハ前二
條ト異ニシ
テ地方裁判所檢事及ヒ區裁判所
ノ檢事ハ豫審判事ヨリ先キニ重
罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬ス
ル現行犯アルコトヲ知リタル場
合ニ於テ其事件急遽ヲ要スルト
キハ豫審判事ヲ待タズ犯所ノ處
分チ
爲ス

第四百三十五條 犯所ノ臨檢
處分ヲ終リ
タル片ハ各々其意見
書ヲ送致スヘシトス

第四百三十六條 區裁判所ノ
檢事モ其裁
判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行
犯アルコトヲ知リタル場合ニ於

第四百三十七條 豫審判事ハ
檢事ノ請求
ヲ待テ豫審ニ取掛ルモノナレバ
檢事ヨリ先キニ罪又ハ地方裁
判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行
犯アルコトヲ知リタル場合ニ於
テ其事件急遽ヲ要スルトキハ檢
事ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ
通知シ豫審ニ取 犯所ニ臨檢
掛ルコトヲ得

第四百三十八條 前條ノ場合
ニ於テハ檢
事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢
事調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理
シタルモノトス是レ急遽ヲ要ス
ル場合ニシテ相當ノ手續ヲ踐ム
ノ違ナキヲ以テナリ豫審判事ノ
調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナ
ルコトヲ記載スルコトハスルハタ
トヒ現行犯タリト雖モ重罪ニ
アラサレハ此手續ヲ爲スル無ケ
レハナリ此手續ヲ爲ミタルトキ

第四百三十九條 本條ハ前二
條ト異ニシ
テ地方裁判所檢事及ヒ區裁判所
ノ檢事ハ豫審判事ヨリ先キニ重
罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬ス
ル現行犯アルコトヲ知リタル場
合ニ於テ其事件急遽ヲ要スルト
キハ豫審判事ヲ待タズ犯所ノ處
分チ
爲ス

第四百四十條 犯所ノ臨檢
處分ヲ終リ
タル片ハ各々其意見
書ヲ送致スヘシトス

第四百四十一條 區裁判所ノ
檢事モ其裁
判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行
犯アルコトヲ知リタル場合ニ於

第四百四十二條 豫審判事ハ
檢事ノ請求
ヲ待テ豫審ニ取掛ルモノナレバ
檢事ヨリ先キニ罪又ハ地方裁
判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行
犯アルコトヲ知リタル場合ニ於
テ其事件急遽ヲ要スルトキハ檢
事ノ請求ヲ待タズ直チニ其旨ヲ
通知シ豫審ニ取 犯所ニ臨檢
掛ルコトヲ得

第四百四十三條 前條ノ場合
ニ於テハ檢
事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢
事調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理
シタルモノトス是レ急遽ヲ要ス
ル場合ニシテ相當ノ手續ヲ踐ム
ノ違ナキヲ以テナリ豫審判事ノ
調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナ
ルコトヲ記載スルコトハスルハタ
トヒ現行犯タリト雖モ重罪ニ
アラサレハ此手續ヲ爲スル無ケ
レハナリ此手續ヲ爲ミタルトキ

被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムル
コトヲ得

第四百五十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許ス
言渡書ニ記載ス可シ

第四百五十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨ
リ金錢若クハ有價證券ヲ差出ス可シ
又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且十分ナル資力アル者ヨリ金
額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得

第四百五十三條 保釋人被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十
四時前ニ其報告ヲ爲スコシ

第四百五十四條 保釋中被告人呼出ヲ受テ正常ノ事由ナクシ
テ出頭セサルトキハ保證金ノ全部又ハ一分ヲ沒收ス可シ

第四百五十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫
審判事其言渡ヲ爲スコシ

第四百五十六條 豫審判事保證金ヲ沒收シタルトキハ保釋ノ
言渡ヲ取消ス可シ

又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキ
ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

第四百五十七條 豫審判事保證金ヲ沒收シタル後免訴ノ言渡
違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言
渡ヲ爲シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒收シタル金
額ヲ還付ス可シ

第四百五十八條 豫審判事免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該
ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ
言渡ヲ取消シタルトキハ保證金ヲ還付ス可シ

第四百五十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス
檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責任スルコ
トヲ得

實付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ
被告人ヲ出頭セシム可キ證書ヲ差出サシムヘシ

テ其事件ノ急送ナルトギハ第四十四條ニ依リ處分ヲ爲スコトヲ得ル 被告ニ勾留狀ヲ發シ云々 被告人逃亡ノ恐れアリハ必ス三日内ニ起訴ノ手續ヲ爲スヘシトスルハ被告人ヲ能クニ勾留シテ置クハ其權利ヲ害スレハナリ

第四百四十七條 司法警察官ニ捜査シテ之ヲ逮捕シタルハ檢事ニ引致スルノ任ナレバ第四百四十四條第六條ニ於テノ處分ハ司法警察官ニモ亦備ニ之ヲ行フコトヲ得セシム然レバ假令一字ヲ以テ檢事ト異ナル所アリ依テ司法警察官ノ爲シタル處分ハ檢事ニ於テ亦其一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘテ之ヲ豫審判事ニ送致スルモノト司法警察官直ニ豫審判事ニ送致スルニアラス又司法警察官ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス是レ亦檢事ノ異ナル所ナリ

第四百四十八條 同時ニ被告人タルトキトハ區裁判所檢事ト司法警察官ヨリ送致シタルコト云フニ送致スヘシ

第四百四十九條 豫審ヲ求ムト思料スルトキトハ現行犯ニシテ證據十分ナルハ豫審ヲ求ムルニ及ハス是場合ニ於テハ重罪ナレハ重罪裁判所輕罪ナレハ其裁判所ニ訴テ 被告事件罪ト爲スコトヲ得ル ナラス 犯罪ナリト雖モ觀屬相非ラサル場 合等ヲ以テ 公訴受理スヘカラス 管轄違ナルトキハ其言據ヲ爲シ公訴ヲ受理スヘカラス

第九節 保釋 刑ノ言據決定ノ請求ニ因テ保證金ヲ納メテ勾留收監ヲ釋キ家ニ歸ラシム是レ未ダ純粹ノ人民ナレハナリ併シ罪ノ輕重ニヨリテ保證金ニ多少アリ

第六十條 責付中被告人ヲ呼出スルモハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報知ヲ爲スコシ 被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責付ノ言渡ヲ取消ス可シ

第十節 豫審終結 第六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナレト思料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送致ス可シ

第六十二條 檢事ハ豫審十分ナラスト思料シタルトキハ其餘件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサルトキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後數條ニ記載シタル決定ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ 第六十四條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタルトキハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲スコシ 第一 犯罪ノ証憑十分ナラサルトキ

第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ 第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ 第四 確定判決ヲ經タルトキ 第五 大赦アリタルトキ 第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

第六十六條 被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ

第五百十條 被告人無能力
即幼年自痴
瘋癲等ヲ云フ此等ハ法律上ノ代
理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得
ルナ

第五百十一條 保證ノ金額
ハ別ニ定リ
タル額ナシ只其犯罪ノ種類ニ依
リ豫審判事ノ意見ヲ以テ之ヲ定
メ保釋ヲ許ス言渡
書ニ記載スヘシ

第五百十二條 有價證券ト
ハ賣買スル
コトヲ得ヘキ證書手形即チ公債證
書會社株券爲替手形ノ如キモノ
ヲ云

第五百十三條 二十四時間
前ニ呼ス報
告ヲ爲ス者ハ被告人ニ其用
意ヲ十分ニサシムルナリ

第五百十四條 正當ノ事由
トハ疾病又
ハ其他已ムヲ得サル場合ヲ云フ
此事由ナクシテ出頭セサルトキ
ハ保證金ノ全分又ハ一
分ヲ沒收スヘシトス 沒收ト
ル

第五百十五條 前條ニ依リ
收スヘシト雖モ
スヘキニアラス檢事ノ意見ヲ
キ而シテ後チ其言
渡ヲ爲スヘシトス

第五百十六條 豫審判事係
豫金ヲ沒收
シタルハ其ノ保釋ヲ言渡シタ
ル効力ハ之レナキモノナレハ其
保釋ノ言渡ヲ取
消スモノナリ 豫審中保釋
云々 保證金ヲ沒收シタル場合
釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナル
場合アルトキハ檢事ノ意見ヲ聽
キ其言渡ヲ
取消ス可シ

第五百十七條 被告人ガ無
罪ニシテ此場合ニ於テハ前ニ沒
失ニシテ此場合ニ於テハ前ニ沒
入シタル保證金ハ 還付ニカヘ
ス 免訴 豫審ニ於テ無罪ト認メ
タルトキニ言渡スナリ
違背罪又ハ罰金ニ該ル可キ罪
ニハ保證金ヲ要セサルナリ

第五百十八條 前條ハ保釋
中被告人呼

釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

第六十七條 被告事件裁判所構成法第十六條第二號ニ記
載シタル輕罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言
渡ヲ爲シ其他ノ輕罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ
輕罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ

被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト
思料シタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ
禁錮ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ保釋ヲ許シ
又ハ責付ヲ爲スコトヲ得若シ被告人未タ勾留ヲ受ケサル
トキハ令狀ヲ發スルコトヲ得

第六十八條 被告事件重罪ナリト思料シタルトキハ其裁
判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ若シ保釋ヲ許シ
又ハ責付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消シ被告人未タ勾
留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發ス可シ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其
理由ヲ付ス可シ

管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ勾
留ス可キトキハ其理由ヲ明示ス可シ
免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト公訴受
理ス可カラサルコト及ヒ其理由又犯罪ノ証憑十分ナラ
カルトキハ其旨ヲ明示ス可シ

區裁判所ニ移ス言渡又ハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯
罪ノ性質模樣証憑ノ十分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法
律ノ正條ヲ明示ス可シ

第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告
人ノ氏名等ヲ明示ス可シ

第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告
人ハ送達ス可シ

第七十二條 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若ク
ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

刑事訴訟法

出ニ應セサルトキ其保証金ヲ没
收シタルモノヲ還付スヘキコトヲ
規定シ本條ハ沒收シタルモノニ
アラスト雖モ被告人免訴ノ旨被
達警罪又ハ罰金ニ該ルヘキ警罪
ニ付キ公判ニ付スル言據ヲ爲シ
若クハ保釋ノ言據ヲ取消シタル
トキハ保証金ヲ還付スヘキコトヲ
定ム

第五百五十九條 責付トハ被
告人ヲ監禁
又ハ故害ニ交付シ監督
ノ責ニ任セシムルナリ 故舊ハ
朋友及ナシミ責付ハ輕罪ノ者ニ
限リテ重罪被告人ニハ之ヲ許ス
モノニアラス故ニ保
証金モ要セサルナリ

第六十條 責付中被告人
二十四時前ニ其報知ヲ爲スヘキ
ハ保釋人モ同シスベテ被告人ヲ
呼出スニハ二十四時前ニ爲スハ
普通一般ノ規定ナルヘシ被告人
正當ノ事由ナクシテ出頭セサル
トキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責付ノ
言據ヲ取消ス
可シトスル也

第十節 豫審終結 豫審判
事ヲ取

被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ
得

第七十三條 重罪公判ニ付スル場合ニ於テ被告人ニ送達
ス可キ決定ニハ其決定ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得ヘキコト及
ヒ其期間ヲ記載ス可シ其記載ナキトキハ更ニ通常ノ規定
ニ從ヒ決定ノ送達アルマテ抗告期間ノ經過ヲ停止ス

第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリ
タルトキハ其決定アルマテ執行ヲ停止ス但保釋責付ノ言
據ヲ取消ス決定ハ其執行ヲ停止セス

第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言據ヲ受テ其決定
確定シタルトキハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付キ再
ヒ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證據アルトキハ
此限ニ在ラス

新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁
判所ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

調ヲ終リタ 其管轄ニ非ス
ルトナラズ

第一犯 豫審ニ終リタリトス
之ヲ以テ其ノ事件ノ第一犯
豫審ニ終リタリトス

第一被告事件罪 現ニ道徳ヲ破リタ
ル罪ヲ犯スト雖モ
トナラズ

第五 大赦 大赦アリタル時
ハ罪惡一洗シテ
罪ノ問第六法律ニ於テ罪
フナシ

第四編 公判

第一章 通則

第七十六條 公判ハ判事、檢事、裁判所書記出廷シテ之ヲ
爲スモノトス

第七十七條 被告人ハ公廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコ
トナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ

第七十八條 裁判所ニ於テハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ
該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ
得

第七十九條 被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用ユルコトヲ
得

辯護人ハ裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ但裁
判所ノ允許ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ト雖モ辯護
人ト爲スコトヲ得

第八十條 辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ且之